

平成 2 1 年第 5 回那須塩原市議会定例会

議 事 日 程 (第 5 号)

平成 2 1 年 9 月 1 0 日 (木曜日) 午前 1 0 時開議

日程第 1 市政一般質問

2 4 番 山本はるひ議員

- 1 . 市政懇談会について
- 2 . 車座談議の進捗状況について
- 3 . 男女共同参画推進について

1 0 番 高久好一議員

- 1 . 感染症対策で問われる国保行政について
- 2 . 後期高齢者の資格証の発行について
- 3 . 無料・低額診療について
- 4 . 年金から住民税の天引きについて
- 5 . 農業問題について

1 番 櫻田貴久議員

- 1 . 商工会と商工業の振興策について
- 2 . 観光行政と観光振興策について
- 3 . しろいそ運動場野球場の整備について

3 番 松田寛人議員

- 1 . 那須塩原市の環境対策と対応について
- 2 . スポーツ振興と地域活性化について

出席議員（29名）

1番	櫻田貴久君	2番	鈴木伸彦君
3番	松田寛人君	4番	大野恭男君
5番	平山武君	6番	伊藤豊美君
7番	磯飛清君	8番	岡本真芳君
9番	鈴木紀君	10番	高久好一君
11番	眞壁俊郎君	12番	岡部瑞穂君
13番	齋藤寿一君	14番	中村芳隆君
15番	人見菊一君	16番	早乙女順子君
17番	植木弘行君	18番	平山英君
19番	関谷暢之君	20番	平山啓子君
22番	君島一郎君	23番	室井俊吾君
24番	山本はるひ君	25番	東泉富士夫君
26番	相馬義一君	27番	吉成伸一君
28番	玉野宏君	29番	菊地弘明君
30番	若松東征君		

欠席議員（1名）

21番	木下幸英君
-----	-------

説明のために出席した者の職氏名

市長	栗川仁君	副市長	折井正幸君
副市長	君島寛君	教育長	井上敏和君
企画部長	高藤昭夫君	企画情報課長	室井忠雄君
総務部長	増田徹君	総務課長	金丸俊彦君
財政課長	山崎稔君	生活環境部長	松下昇君
環境管理課長	齋藤正夫君	保健福祉部長	平山照夫君
福祉事務所長	荒川正君	社会福祉課長	成瀬充君
産業観光部長	三森忠一君	農務畜産課長	古内貢君
建設部長	田代哲夫君	都市計画課長	山口和雄君
上下水道部長	江連彰君	水道管理課長	菊地一男君
教育部長	松本睦男君	教育総務課長	松本讓君

会計管理者	楡	木	保	雄	君	選管・監査・ 固定資産評 価委員会 事務局長 西那須野 支所長	二ノ宮	栄	治	君
農業委員会 事務局長	人	見		順	君		鈴木	健	司	君
塩原支所長	印	南		叶	君					

本会議に出席した事務局職員

議会事務局長	織	田	哲	徳	議事課長	斎	藤	兼	次
議事調査係長	稲	見	一	美	議事調査係	福	田	博	昭
議事調査係	小	平	裕	二	議事調査係	佐	藤	吉	将

開議 午前10時00分

開議の宣告

議長（平山 英君） 散会前に引き続き、本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は29名であります。

21番、木下幸英君より欠席する旨の届け出があります。

議事日程の報告

議長（平山 英君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

市政一般質問

議長（平山 英君） 日程第1、市政一般質問を行います。

発言通告者に対し、順次発言を許します。

山本はるひ君

議長（平山 英君） 24番、山本はるひ君。

24番（山本はるひ君） 皆様、おはようございます。

通告に従いまして市政一般質問を行います。

まず最初に、字の訂正をお願いいたします。

1番の市政懇談会の中の最初の行の最後のところの「感心」という字なんです、感じるほうの「感」ではなくて関係するほうの「関」ですので、すみません、訂正をよろしく願いいたします。

それでは質問に入ります。

1、市政懇談会について。

合併後、平成17年から毎年開催されている市政懇談会について、参加者数、意見や要望の内容から今後の開催方法、周知方法など検討が必要と思われる。

この5年間市政懇談会を開催しての評価について、当初の目的、期待と比べてどうだったかについてお伺いいたします。

そこで出されました意見・要望等への対応と、それを踏まえて具体的に行政に取り入れた施策についてお伺いいたします。

今後も続けていくに当たって、その課題はどんなことか。多くの市民に関心を持っていただき、参加者をふやすためにはどのような形で開催することがいいのか。お考えがあれば聞かせていただきたいと思います。

これで1回目の質問を終わります。よろしくお伺いいたします。

議長（平山 英君） 24番、山本はるひ君の質問に対し答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（高藤昭夫君） 市政懇談会につきまして3点ほどご質問をいただきましたので、順次お答えさせていただきます。

まずの5年間の評価等についてであります。市政懇談会は、広聴事業の一環として行政と市民の皆さんとの信頼関係を築き開かれた身近な行政の実現を目的に、広く市民の皆様の意見・要望を聞き、市政に反映させるために開催しているものであります。

平成17年度から毎年開催しておりまして、直接市民の皆さんとの対話により各地区の実情や市政に対する意見・要望を把握することができ、所期の目的は達成しているものと考えております。

次に、の懇談会での意見・要望等への対応につきましては、緊急性のあるものや予算を伴うもの、関係機関との調整が必要なものなどを分け・整理いたしまして、市の各種計画、さらには事業との整合性等も図りながら対応をしております。

具体的には、道路や側溝の維持補修やごみの不法投棄などの要望等につきましては速やかに現場等の確認を行い、できるものは速やかに実施しているほか、産業廃棄物処理施設建設規制や国道・県道に関しましては寄せられました意見等を踏まえ、関係機関等へ要望等を行っているところであります。

なお、懇談会での意見・要望への対応、市の取り組みにつきましては、市役所本庁、支所、公民館のほか市のホームページで公表しているところであります。

次に、の課題と今後の考え方についてお答えをいたします。

現在、市政懇談会は昼の部を主として自治会長、自治公民館長を対象に6回開催し、日中働いている方が参加しやすいように夜の部を3回開催しておりますが、夜の部で参加が少なく、また参加する方も固定化してきている状況にあります。

こうしたことから、広報やホームページへの掲載、ポスターの掲示による周知のほか、今年度は保育園・幼稚園・学校のPTAの役員さんにパンフレットを配布するなど参加を呼びかけましたが、残念ながら参加者の増加にはつながりませんでした。

また、内容につきましても、意見・要望が道路整備等に特化する傾向があり、さらに今年度は個人的な事柄に関する発言もありました。

こうしたことから、今後広聴事業として、また協働のまちづくりを推進していくという観点から、

市政懇談会のあり方について研究をしてみたいと考えております。

以上です。

議長（平山 英君） 24番、山本はるひ君。

24番（山本はるひ君） それでは、再質問いたします。

最初に、当初の目的は達することができたというようなお答えでしたが、市政懇談会 懇談という意味は打ち解けて話し合う会合だということになっておりますが、この5年間市政懇談会をしてきて、そのやり方についてはこういうようなやり方だったというイメージがあったと思うんですが、それはそのようになっていたのかどうか、ということが1つ。

もう一つは、今、所期の目的とおっしゃったと思いますが、所期の目的は達しているということで、普通、市のいろいろな施策は5年ぐらいは見直すということが多いんですが、では、次の目的というようなものを設定していれば、それについてお聞きしたいと思います。

議長（平山 英君） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（高藤昭夫君） 市政懇談会につきましては、先ほど申し上げましたように平成17年度から5年間開催してきたということで、当初17年度に広聴事業として実施してきたわけですが、経過を追って説明いたしますと、まず平成17年度、合併当初の時期ですが、15回、15日間開催したということで、すべて夜7時から2時間程度ということで、対象も制約をせずオープンに開催をした。ある意味では市民対象に15回全部開催したということです。

その時点でいろいろ発言というか、意見・要望が出たわけですが、これを検証していきますと発言者の4割ぐらいが自治会長さん方だった

と。それから、その15回の中で自治会長さん方から自治会長を対象としたこういった懇談会の開催をしてほしいという要望があったということです。

ですから、当初はこういうイメージで多分スタートしたんだと思います。そういうことで、そういう要望がありまして、18年度に一部方向を変更してきた、こういうことです。

17年度の要望があったことを踏まえて、自治会長を対象として4回、昼間の部で開催し、そのほか10回ですね。ですから18年度は合計14回になるわけですが、一般市民の皆さんを対象に夜の部を開催した。この辺からなかなか夜の部のほうで人が集まらないという状況の中で、19年度については昼間の部で、自治会長さんのほかに自治公民館長さんまで広く意見を聞こうということで呼びかけをする。さらに、夜の部につきましても現在の形と同じ日程になるわけなんですけれども、夜3回、昼間は塩原地区で1日、それから黒磯で3日、西那須野で2日、これは自治会長、さらには公民館長さん方を主に対象として、市民の方も来ますけれども、こういう形にした。

それが20年度、21年度とこういう形で続けてきているということで、20年度には一部、自治会長さん方から事前にご要望をいただくというスタイルに変えたと、こういう経過を踏まえているところであります。

ですから、平成17年度の発想が一部最初のイメージだったのではないかと、こんなふうに考えております。

議長（平山 英君） 24番、山本はるひ君。

24番（山本はるひ君） 丁寧にご説明いただきまして、ありがとうございました。

ずっと議員はオブザーバーとして出席することができますので、出席をしている議員さんにはイメージがわくと思いますし、一番最初の夜やって

いた市政懇談会の形のいろいろ反省から、多分その後の形になり、そして今、19年から3年間は同じような形になっているというようなのが実態だと思います。

市政懇談会をどういうふうにとらえるかということにつきましては、県内いろいろなところの実態を見てまいりましても、ほとんどが市政懇談会という形だと似たような形で、市なりあるいは主催者が違うということもあるんですけども、このような形で市民と行政が話し合いをするというような形になっているものだと思います。

次の番のほうに移りますが、この中で具体的に取り入れた施策があったかということをお尋ねしたんですけども、道路を直すとか側溝をどうこうする、あるいは、県や国に対しての要望、産廃の関係、あるいは県道や国道の関係については、それはそういうやり方でいいと思うんですが、予算が伴うものと、先ほど3番目のところに出ておりましたが個人的な意見と、その場ですぐ答えられず、また関係の国とか県に持っていくものでもなくというような意見が幾つか、ことしに限って出ていたと思います。それについてはどのような対応をしていたのか。ことしのことしに限ってで結構でございますので、お答え願いたいと思います。

議長（平山 英君） 企画部長。

企画部長（高藤昭夫君） 今年度につきましても、山本議員も大体懇談会にご出席されて内容はご承知かと思っておりますけれども、私どものほうのまとめでは意見・要望等は110件程度いただいているわけですが、確かに、その中で、順序はあれですが、個人的な事柄ということは行政とのかかわりの中での問題ですので、それぞれ担当部署といろいろ詰めていただくということで対応していくということになるかと思います。

それから、どうしても予算を伴うものといいま

すか、長期的なスパンで政策的に考えていくというものも、その場では当然行政内部でもまだ詰まっていないものもあるわけですので、今後ご要望なりご意見として聞いて、今後の施策に反映していくというものもあろうかと思えます。

それと、20年度からですけれども、公表の中でそういったことも市民の皆さんにわかりやすくお伝えしようと、こうすることで、議員もごらんになったかと思えますけれども、市の取り組みをA B C D Eというような区分で、Aは速やかにといえますか、なるべく早く即対応していきますというか、現在対応に当たっていますというようなレベル。Bについては、それについて検討して要望等を反映させるということで、ちょっと時間がかかるということ。C・Dにつきましても、なかなか現時点では難しいという部分をCレベル、Dレベルというふうに分け、さらにEレベルについては、その場で直接申請と関係ないとは申し上げられませんですけれども、確認事項とか制度の説明とか、そういったことで分けながら、市民の皆さんにも市の取り組み状況がこういうことですよということでわかりやすくお伝えしている、こういうことですので、そういう中で、今後ともできるだけ取り入れられるものについては対応していく、こういう姿勢に変わりはないと思っております。

議長（平山 英君） 24番、山本はるひ君。

24番（山本はるひ君） 今説明がございましたが、1つ、市政懇談会の相手は市民ということなんですけれども、1人であっても市民ですよ。そうすると、市政懇談会は別に行政に対して自治会とか、あるいは自治公民館が何か要望を出すということだけではなくて、個人なり、あるいは何人かのグループの人たちもそこで意見を言うことができる、そういうものだと思っております、理解しています。そうだと思うんです。

そういうことの中で、ことしも個人的な意見というのは確かに出ていましたが、1人で出てきてそこで発言することは、やはり非常に個人的な意見というふうになると思うんです。市のほうから見ると、それは非常に特化した1人の人の意見だとしても、またそこで答えられなかったとしても、それに対してはやっぱり対応をしなければいけないと思えます。そういうことについて、その場ではなくてその後、丁寧に対応をなさったのかどうかというのが1つ。

もう一つは、きのうも質問で出ておりましたが、仙台育英の跡地の問題についてかなりの方が、それを個人というかグループの方たちがいらして、いろいろ意見をおっしゃってありました。その場で解決は多分できなかったと思いますが、そういう要望というのでしょうか、ご意見についてどのような対応を、今具体的になさっているのかについてお尋ねいたします。

議長（平山 英君） 企画部長。

企画部長（高藤昭夫君） 市政懇談会ですから、いろいろな参加の仕方もありますし、今言われるのは当然のお話で、その中で個人で参加されてももちろん広域的な内容でお話をされる方も当然ありますし、中には、今お話ありましたように個人的な事柄といえますか、そういったこともそこでお話をされるということも現実として、議員もお聞きになっているとおります。

そういった個人的な事柄についてはそれぞれ、先ほど申し上げましたが、いろいろ行政とのかかわりの中でそれぞれの考え方の中で、若干問題なものもあるということが前提でしょうから、それはそれで個々に対応していると思っております。

実際、私どものほうにそういう方がいらっやいまして、その方については何度かこちらからも連絡したり、本人が出向いてきたりということ

お話もしていますので、ほかの部署についても、それは同じだと思います。

それから、仙台育英の跡地のお話もまた出まして、ここで話していいのかどうかあれですけども、確かにこの問題については何回もこの議会の中でも申し上げておりますけれども、市の考え方、経過の中から現在の状況でということとは十分説明をしてあると思っております。

そういう中で、そのグループの人たちの思いもわかりますけれども、現在市が考えている状況はこういうことだということですので、相手方の考えを全然無視するわけではありませんですけども、現時点でそれを具体的に取り上げてどうのこうのという時期ではないと、こういうことで一貫して私どものほうは答えしているつもりであります。

議長（平山 英君） 24番、山本はるひ君。

24番（山本はるひ君） 市政懇談会を傍聴しているというか、そこに座って聞いておりますと、ここ3年くらい形が定着してきて、去年とことしは事前にあらかじめ聞きたいこと、あるいは要望を提出するというような形になっている部分が半分くらいあります。

それに対して、昼間はそういう方たち、自治会長なり自治公民館の方たちが主に対象、でも、そこに市民ももちろん出てもいい。夜は働いている市民のためにということで、でも、そこに自治会長さんも出ていらっしゃることもあるという形の中で、ともすれば市政懇談会 先ほども申したように懇談会というのは、まさに市民と市の行政のほうでいろいろな意見を聞いたり、これはこうだというようなことで和やかに懇談をするというようなイメージだと思うのですが、見ていると、どうも事前に出している人たちはもともとお知り合いというんでしょうか、顔見知りの方もいらっ

しゃるようで、何となく話が進んでいきますけれども、本当に1人の市民として、あるいは余り市と関係する団体ではない人たちが出てきたときの、その対応について、差はないんだと思うんですけども、見ているとそこの温度差、もともとの距離が初対面の人とずっとわかっている人との差みたいなものを感じます。

その辺の対応について、やはりもう少し丁寧にしてあげる。その場でできなければ、じゃどういふふうにしたらいいのかという説明については、もう少し丁寧にすべきところがあるのではないかとというのが私の感想なんです、その辺についてはどんなふうを考えていらっしゃるでしょうか。

議長（平山 英君） 企画部長。

企画部長（高藤昭夫君） 議員もおっしゃってありましたですけども、私どもとしては、そういう発言者に対して特別な意識を持って接しているというつもりはありませんですけども、どうしても、今言われるようなことで、行政とかかわりが深い、日ごろもいろいろ話をしているという方と、初めて出てきて話題もまた別な、いろいろな観点からということですので、場合によっては私どもも明快に回答できないことも間々あるときもありますけれども、そのフォローアップについては十分していくつもりで臨んでおります。

議長（平山 英君） 24番、山本はるひ君。

24番（山本はるひ君） 今されているような形での市政懇談会の中では、精いっぱいやり方なんでしょうというふうには思います。ですけども、個人で市政懇談会にお出になった方がもう二度と出たくないとか、出席している市民よりも前にずらずらっと並んでいる、普通の市民にとっては市役所の偉い人たちというような言い方をなさったりするんですが、そういう人たちがずらっと先にひな壇に並んでいるような形の中に入っていくこ

とはとても勇気が要ることだということで、もう出たくないという意見が実際に出ております。

そういう意味でも、番目にもかかわっていくことなんですけれども、やはりいろんな方の意見を聞くというのが市政懇談会の目的にあると思いますので、ぜひ並ばれている方は、今もここに並ばれているんですが、ここにいらっしゃる方の半分くらいの方たちがずらっと先に並んでいるところに入っていくというのは、私はここに立って何年かたちますので大分なれましたけれども、やはりなかなか難しいことですので、そういうことも少し配慮していただくともっといいのかなというふうに思います。

もう一つ、ずっと5年間の要望を聞いておりますと、やはり建設部のものが多いような気がいたします。そういうお答えでもあったんですが、ですけれども、そうでない部分もたくさんございまして、その中で何か、先ほども申しましたが、具体的に道路を直すとか側溝を直すとか、ごみをどうということではない問題で、何か市民の方から何百と出ている中で市政に取り入れていった施策というものがもしあれば、あるいはしていきたいというような今後の予定があれば、それをお聞かせいただきたいと思います。

議長（平山 英君） 企画部長。

企画部長（高藤昭夫君） 施策的に大きなくくりなんだと思いますけれども、私ども20年度に大きく組織機構を変えたときに、市民の皆さんの直接的な窓口ということで市民協働推進課なるものを新たに設置しまして、そこが第一義的な市民の皆さんの窓口にしたいという、そこまでいってはいないんですけれども、そういう思いでその課を新たに設けた。こういったことも、いろいろ市政懇談会等々で、役所の窓口というのはそれぞれ業務ごとに違いますので、どこかでできれば1つでとい

うのはなかなか難しい部分はあるんですけども、市民の皆さんが何か困ったときに、例えばその課に連絡をすれば、その課からいろいろ内容によって、あちらで相談してくださいとか、できるものはなるべく1つの中でできるようなことで、そういった市民へのサービスをやっていくと、そういうイメージでつくった課ですけれども、そういったものも施策という大きな観点からは、そういうことも市民の皆さんの声を受けながら設置したと、それが代表的な例ぐらいかなと、こんなふうに考えております。

議長（平山 英君） 24番、山本はるひ君。

24番（山本はるひ君） 市政懇談会という中で意見とか要望を出してくださいということの中では、お金のこともございますし、余り具体的にこういうことをやってはどうかというような大きなものはやっぱり出てきていないだろうというふうには聞いていて思いましたし、今のお答えでもそういうことだったと思います。

ですけれども、これだけたくさんの意見が今まで出て、毎年少しずつ改善をしながら、より多くの市民の声を聞こうという、そういうことで続けていることだと思いますので、その辺のところをもう少し、いろいろな方、特に自治会長さんなどの出席率なども少し下がっているようですので、そういう方も含めて普通の市民の方たちも出やすいような形にしていかなければいけないんだろうなと思います。

次の番目に移ります。

「続けていくに当たって」というふうに最初に書いてしまったんですけれども、多分これは市長の公約でもあるし、今後も続けていく、来年やめるといようなことはないということを前提でお話をしています。

現在の懇談会のやり方、ことしを見ております

と、参加をする方たち、この3回ぐらいで220人前後で推移していると思います。いただいた統計を見たり、実際に見ていると、1回に当たって出てきている市民の方よりも座っていらっしゃる方、あるいはそこを担当なさっている課の、つまり市役所の職員とオブザーバーで座っている議員のほうが、割合としては多いという現実があります。

そういう形でいいのかということは、とても感じて感じますので、先ほどは、いろいろ努力しているけれどもこしも人数がふえなかったということなのですが、部長さんに当たってはいろいろなところと交友して懇談会を見ていらっしゃるなり、あるいはどんな形かということで聞いていらっしゃることも多いと思いますので、もしどこか具体的にこんな形があって、こういうふうにしたらいいというような個人的なお考えでもあれば、お聞かせいただきたいと思います。

議長（平山 英君） 企画部長。

企画部長（高藤昭夫君） まさしく、今、議員が言われていることが私どもにとっても課題でありまして、これを何とかいい方法はないかということで模索をしているというが、今後も勉強していかなくちゃならないというふうに心底思っております。

幾つか県内の状況とか、うまくやっているところがないかということで、いろいろデータ等も収集しながら勉強させていただいておりますけれども、おおよそ県内の市町村についてはほとんど同じような形といいますか、こんなような状況だと思えます。

若干異なるというのは、主催が、例えばある市においては自治会が主体になってこういった懇談会を開催するとか、中には自治会の連合会みたいな形なんだと思いますけれども、こことほかの団体が主催をすると、こういう市が私どもの得てい

る資料の中では4市ほどあります。

ただ、ここも出席者等を見せていただきますと、そんなにのり反りがない。中身まで見ていませんので、どういうことでやられているのかは、またそれぞれの団体によって違うと思いますので何とも言えませんが、そのような状況です。

それから、栃木県内ではないんですけども、ほかの県の自治体の中では、その年その年で、先ほどありましたように行政が与えるテーマを決めるということなんだと思いますけれども、毎年テーマを持ってこういった催しといいますか、懇談会、名称は懇談会なのか何なのか詳細はわかりませんが、こういった広聴をやっているということで、例えばですけども、群馬県のあるところでは、これは20年度のあれですけども、市民力とか地域力による健康づくりというようなテーマとか、その前の年は私たちの環境、そういったようなテーマでテーマを絞って参加を呼びかけて、こういった広聴事業をやっているというところもあります。

これらを我が市に当てはめるときに、果たして、いろいろ長所短所もありますし、これまでの経過もありますので、この中でというわけにもいきませんし、いろいろ先ほども申し上げましたが、これについては研究をしていきたい、今のままでは決していいとは思っておりませんので、そういうことでご理解をいただきたいと思えます。

議長（平山 英君） 24番、山本はるひ君。

24番（山本はるひ君） 市政懇談会を今までのような形でやっている、あるいは県内の市についても幾つか議員さんにお尋ねしたりもいたしましたが、どこもやはり出席する人は決まっていたり、あるいは中身も大体が何かをこうしてほしい、道路の穴をふさいでほしいとか、電気をつけてほしいとかというような要望に終わっているというよ

うなところが多いようです。

先ほど、企画部の中に推進課をつくったというように、市民からの意見を受けとめようということをつくったんだというようなことをおっしゃいましたけれども、私は、市政懇談会というものは、このままどんな形であれ続けていくことはいいことだと思っています。

けれども、やり方として、これは提案というか、希望と言えはいいのかもしれないですが、1つはせっかくある15の公民館、その公民館が主催として、あるいは自治会の連合でもいいんですが、そちらのほうで主催をして、市長なり部長さんなりをお呼びして、その地域のいろいろな要望なり意見なりを吸い上げる、お聞きするというような形にするというのも一つの方法だと思います。

というのは、最初のときに15回やって、それが普通の市民の人たちに呼びかけて、次の年から少し変わってきたというような、夜も昼もいろいろなあったんですけども、どんな形にせよ出る人は出るし、出ない人は出ないし、出られない人は出られないし、関心のない人は関心のないという、そういうものが実情だと思います。

ですので、そういうふうに公民館単位で、その地域に合わせた形で、夜がよければ夜、昼がよければ昼というような形でやってみるというのも、一つの方法だと思います。

それともう一つ、今まで多分900幾つぐらい要望が出ていたと思います。5年間で、大なり小なりみんな入れると900幾つ出ていたと思うんですが、そのほとんどはそんなに難しい問題はなかったような気がするんです。そうすると、17人もの市のトップの方たちがいつもずっと並んで、少ないと5人なり3人なりの市民のために座っていらっしゃるという形そのものが非常に、無駄という言い方はとても失礼な言い方かもしれないんで

すけれども、もったいないような気がいたします。

ということで言うと、今ここにいらっしゃる部長さんたちはいろいろなところの箇所を回られて、その中で力があるということで部長になられたんだというふうに思いますので、いつも全員が出なくても、それぞれの公民館の近くの方なり、出られる方が出るという形で市政懇談会をなさっても、決して今と遜色ない形でできるのではないかなというふうに思います。そのようにやったほうが出やすいのではないかなというふうに思います。せっかく公民館を持っていて、少なくとも西那須野地区と黒磯地区の公民館は非常に公民館はというか、コミュニティーの組織というのでしょうか、自治の組織が少しでき方が違っておりますので、そこに合わせたほうがいいのではないかなというふうにそれは提案いたします。

それからもう一つは、市政懇談会をやるということだけではなくて、市民協働推進課がもっとそこで、苦情を受け付けるということにいけない言い方なんです、皆様の意見をそこでお伺いしますというようなことを、もう少し、「みいな」でもいいですし広報でもいいですけども、そういうところで訴えて、そこで個人的なものは受け付ける。

大変かもしれないですが、そういうものをつくられて市政懇談会でも最初に皆さん、自治会長さんに意見を出してもらっていますよね。そういうことは出してもらって、それで解決するものだったらああいうふうに集まらなくてもいいわけですし、そういう形をつくっていく、そういうふうに来年はやっていただけたらいいのではないかなと、これは希望なんです、そういうことについてはどのようにお考えになりますか。できれば市長さんにお尋ねしたいと思います。

議長（平山 英君） 市長。

市長（栗川 仁君） 市政懇談会の状況等についてはお話がありまして、オブザーバーの議員さんも大勢参加をいたしておりますので、状況等については十分承知だろうというふうに思っているところでございます。

私ども、市政懇談会をやるからには、やはり50人とか60人、70人とか集まっていたいただければ申し分ないわけでございますけれども、これまで開催している中では、なかなかそういう状況に至らないという部分もあります。しかし、その中で出てくる意見はやはり市民の意見として、数が多いから少ないから開催をやめる、やるという話ではなくて、私は市民の意見として扱っていきたい。

当然、先ほど話もありましたように、自治会長さん、顔見知りだとか、顔を知らないからという、そういうもので判断の差別は私はしていないというふうに認識をいたしております。初めて来て何を言うのかなという、関心事がそういう態度に出るのかどうかは、それはわかりませんが、区長さんですと当然前にもう紙に書いて出しているという、こっちは読んでいるという中で答弁ということになりますと、聞くという部分で集中するかしないかと、余り集中すると、私をにらんで見ているなんていう話にもなりかねないという部分もあります。しかし、そういうことで差別をしてものを判断しているわけではございませんので、十分理解をしていただきたいと思っております。

市政懇談会とは若干話が変わりますけれども、直接私のところへも手紙も届いてきます。そういうものについては、担当課に全部回しまして答弁書をつくって答弁を全部書いて返事はしております。そういう意味では、市民の意見は常に聞いているというふうに私は思っておりますし、当然今後ともそういう形で市民の意見、苦情であれ何で

あれ、考え方として示されるわけでございますので、市の状況がそれに合うか合わないかも含めてお答えもして、ご理解をいただいでいきたいというふうに思っておりますし、そういう形で今も進めております。

そういうことで、これから先どういう形で市政懇談会に人を集めていくかということになりますと、大きな課題というふうには思いますけれども、少ないからやめるという考え方は決して持っておりませんので、今後とも鋭意努力をしながら、少しでも市民に理解をいただくという形で市民との市政懇談会の場を今後も続けていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（平山 英君） 24番、山本はるひ君。

24番（山本はるひ君） 大変ご丁寧に、市長からお答えをいただきまして、ありがとうございました。

ぜひ来年、どういう形であれこの懇談会を続けていくということなので、もう少し出やすい、出たいと思うような形をつくっていただきたいというふうに思います。

そして、今後ともいろいろな方の意見を聞いて、できないものはやはりできないと言わなければいけないし、そんなにやったらお金はどこから出すのということだっけきちっと言わなければいけない、そういうような形の市政懇談会にしていきたいと思えます。

次に移ります。

2番目です。車座談議の進捗状況についてお尋ねします。

市長の公約で始まった車座談議は、15の公民館単位で組織化はされました。その取り組み状況にはかなりの温度差があると聞いております。

そこで、車座談議の取り組み状況と今後の見

通し、事業費を使って活動している内容についてお伺いいたします。

改めて、車座談議の目指すものはどんなものなのかということをお尋ねいたします。

地域のコミュニティーや自治会との関係をどのようにとらえていらっしゃるのかということについてお伺いいたします。

番目、市では地区担当職員を配置しています。その立場と役割はどんなことなのかということについてお尋ねいたします。

以上です。

議長（平山 英君） 答弁を求めます。

市長。

市長（栗川 仁君） 24番、山本はるひ議員の一般質問にお答えをいたします。

2の車座談議の進捗状況ということで4点ほどご質問がありますので、順次お答えをしたいと思います。

の車座談議は平成18年度に始まり、3年が経過いたしました。その間、15の地域において組織化され、現在9つの地域で事業が実施されております。そのほかの地域におきましても、引き続き話し合いが進められ、事業に向けた取り組みが行われてきており、車座談議全体としてさらに活動の展開に期待をしておるところでございます。

なお、実施されている9つの事業の概要につきましては、厚崎地域は通学路の安全確保、稲村地域が防災倉庫の整備、鍋掛地域がエドヒガンザクラの保存、東那須野地域が東那須野公園のスイセンの植栽、狩野の地域がふれあい農園の開設、南地域が地域のマップの作成、大山地域がホタル水路の整備、エドヒガンザクラの保存、塩原地域が箒川の清掃、ハロープラザ地域が安戸山登山道の管理等でございます。

次に、車座談議の目指すものは何かとの質問

でございますが、車座談議につきましては、市民と行政の協働のまちづくりを推進していく一つの施策としてスタートさせていただいたものであります。地域主体の活動を通しまして、住民自治の基盤づくりが進んでいくものと考えております。

地域住民により構成される自治会、コミュニティーは車座談議の組織化や事業実施における強力なパートナーであると認識をいたしております。そういうことで、欠くことのできない組織であると考えております。地域を熟知し、課題の洗い出しや解決策を導き出し、さらには事業についても円滑に進めることができるものと考えております。

次に、の地域担当職員でございますけれども、市の情報提供を初め地域の課題の解決やまちづくりのパートナーとして地域の皆さんとともに活動いたしております。また、車座談議を進める過程で出てきた課題、問題等、それぞれ担当部署へ伝え、調整するなど、地域と行政のパイプ役を担っているところでもございます。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（平山 英君） 24番、山本はるひ君。

24番（山本はるひ君） ありがとうございます。再質問いたします。

まず、先ほどの市政懇談会につきましては、ここにいらっしゃる議員さんたちがオブザーバーとして出席をしてもいいですというようなことでご案内をいただいておりますが、車座談議につきましては余り知る機会がございません。出席することもございませんし、その会議に出るとということも多分ないと思います。

それで、何となく車座という印象、車座って丸くなってということですよ。談義というのは話し合いということで、丸くなって話し合うというような大ざっぱなイメージしかつかめませんので、

まず車座談議、今15公民館単位で行っているものそれぞれあると思うんですが、一応こんな形でやっているんだということのご説明を願いたいと思います。

議長（平山 英君） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（高藤昭夫君） 車座談議の運営といたしますが、組織も含めてのお話だと思いますけれども、今、市長のほうから答弁がありましたように、市長の公約で、平成17年に市長の発案といたしますが、こういうことで1年をかけて、組織の中でどういう形でこれを施策として立ち上げるかということで検討を重ねまして、実質18年度からスタートしたと、ただいま市長が答弁したとおりです。

車座というイメージからすれば、先ほど議員のほうからお話があったようなイメージも、多分区長さんのほうも当初お持ちだったかもしれませんが、これだけの地域の中で市民の皆さんに市長が直接向いてということも、実際、現状から申しまして15の車座の中で、会議の回数だけでも7回ぐらい平均で行われておりますので、そうなりますと市長を100日からそういうところに縛らなければならないというようなことで、現実的になかなか難しい。こういうことで、現在の形になってきております。

現在の形は、15の公民館にそれぞれ車座を設置していこうということで、そこには地域の担当職員ということで、部長級の職員が責任者になりまして、課長級の職員がリーダー、公民館単位ですので必ず公民館の職員も1名そこに入る。そのほか、残り3名、計6名なんですけれども、3名の職員についてはそれぞれの庁内の中でやってみようという人を優先させながら立ち上げていく。

立ち上げに当たりましては、初めての試みでもありますので、先ほど自治会、コミュニティーの

話が市長からもありましたけれども、まずはそういったところにご相談をして、地域の中で、施策として進めますので強制的なものではないんですけれども、目安的なものを示させていただいて、おおむね30名ぐらいで立ち上げの準備をしていこうじゃないかということで、そういうような内容で地域にお話し申し上げまして、実際には自治会の役員の方とか、それから各種の団体、これは地域によっていろいろなんですけれども、自治会、公民館、コミュニティー、さらにはPTAの関係とか婦人会の関係、こども育成会の関係の方、そういった中から地域である程度推薦された方たちで、基本的には形がつくられていく。中には公募といたしますが、その地区内で公募をしたという地域も当初は5地区ぐらいありましたけれども。そういうことで、平均いたしますと大体30名前後になったんですけれども。

そういうことで組織化がなされ、その中でそれぞれの地域の中で抱える課題といたしますが、先ほど市長のほうから具体的な事業がありましたけれども、そういったものを話し合っていたいただいて、地域でそういったものに取り組んでいこうと。こういうことで会議を、私もある地区に参加をしているんですけれども、それぞれ地域によって違いますので何とも言えませんが、基本的には公民館等が会議の場所としてやられているところがほとんどだと思いますけれども、夜ですけれども公民館等で、経過を申し上げれば18年度はそれぞれ地域の中で課題探りとか、車座とは何だとかとか、そういうスタートから始まって、19年度に第1号の事業が、大山地区だったですけれどもスタートできたということで、現在は先ほど申し上げましたような経過になっているということであります。

そういうことで、必ずしもその中身の運営の仕方については、それぞれの地域の実勢といたします

か、車座が独自のやり方でやっていますので、すべてがイコールではありませんけれども、そういうことでおおむね30人前後の人たちが話し合いをし、その中でまとまったテーマ、こういったものやっぺいこうということで事業化をしていくと、このような仕組みが車座談議ということになります。ちょっと長くなりまして申しわけありませんが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（平山 英君） 24番、山本はるひ君。

24番（山本はるひ君） 丁寧に説明をいただきまして、何となくイメージはつかめました。

1つ確認なんです、先ほど年に7回くらい1カ所で会議を開いていると。それを15カ所だと100回を超えてしまうので、市長さんはそこに出席されていないというように受け取ったんですけども、何回かはお出になって一緒に話し合いをしていらっしゃるんでしょうか。

議長（平山 英君） 答弁を求めます。

市長。

市長（栗川 仁君） 私がそこに参加をしているかどうかということでございますけれども、私自身はいつ開催されるかわかりませんので、呼ばれば、参加してくださいという申し入れがあれば参加をいたしております。数としては、これまでに十四、五回は呼ばれておると思っております。

1年に1度は必ず呼ぶということもでございます。

そういう中で、この車座談議についてでございますけれども、これまでさまざまな事業等につきましては、先ほども市政懇談会の話がありましたけれども、いずれも要望を聞いて、市が仕事をやっていくという形でこれまでも行政が運営されておりました。ということになりますと、市役所の中にいて職員が要望されるものについて仕事をやるという形でございましたけれども、私自身から言えば、やはり地域でこういうことをやりたいん

だけれどもどうなんだろうという発想のもとで、地域内の問題解決に向けて少しでも住民の力を借りたいという基本的な考えでございます。

さらに、先ほど申し上げましたように職員が市役所にいて来た話を受け取るという形じゃなくて、各地域の現状を把握しながら、この地域ではどういふ問題があるのかということをつぶさに見られる機会でもあると思ひますので、担当制をしいて、職員のほうはこちらから出向くという形で地域に溶け込むというのが一つの方法かなというふうには私自身は思ひまして、地域担当制と車座談議ということで地域の皆さんの実質的な活動を支援していくという考え方でございまして、先ほど申し上げましたように会合は私に連絡があつて、出てくださいと言われたところで断つたところではございません。

以上でございます。

議長（平山 英君） 24番、山本はるひ君。

24番（山本はるひ君） ありがとうございます。

最初のころに西那須野でしたか、市長におそばを打っていただいて食べたのをきっかけに始まったというようなことを聞いておりました。すごいなと思ひて、そういうふうになるんだというふうには思つたんですけども、車座談議、今回15の地域ですべて立ち上がつて、事業が展開されているのが9つ。ということは、3年が経過して、まだ6カ所は形にはなつてきていないということなんだと思ひます。

多分、先ほども申しましたけれども、車座談議という発想そのものが公民館なりコミュニティなり、その自治会の組織なりと密接にかかわっているものなので、そのあり方が多分この車座談議の事業の取り組み方へ影響されているというか、反映されて始まっているところと、なかなかうまく始まらないところがあると思ひます。

ども、 ということの再質問ではなくて全体として、かかわっている人たちがどんなふうな形で、つまり、もともとコミュニティの組織がある、もともと自治会の組織がある、公民館の組織があるのに、また車座談議と同じようなものができているということに関して何か戸惑っていたり、うまく事業の展開ができないというようなことはないのでしょうか。

議長（平山 英君） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（高藤昭夫君） 地域にはいろいろな団体がありまして、それぞれの目的に沿った活動がされているということです。そういう中で、先ほど市長のほうからもありましたけれども、それぞれの団体の自治活動、それはそれでこれからもやっていただきたい。

ただ、その中で、そういった団体、さらに地域だけではなかなか解決できない、こういうところに市のほうも出向いていかせていただきまして、ある意味では、担当職員という人的支援、さらには先ほど事業を申し上げましたが、こういった事業の交付金制度といったものの活用もあわせて、一緒になって自分たち、その団体だけではできないような課題について取り組んでいければと、いこうと、こういうことですので、全然重なりがないということにはならないかもしれませんが、その考え方、やり方によってはそういうことで、地域の活動とこの車座を分けをしながら事業の展開、話し合いはできるものというふうに思っております。

議長（平山 英君） 質問の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時11分

議長（平山 英君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

24番、山本はるひ君。

24番（山本はるひ君） それでは、車座談議について先ほど事業の中身を説明していただいたんですけども、地域主体の活動として住民自治の基礎づくりをしていくのが目的だということの中で、通学路の安全を確保するとか、防災倉庫のことをやる、あるいはエドヒガンザクラを保存するというような、あといろいろありましたね、箒川の掃除をするとかいろいろあったんですが、その辺のところ、もともと市がやっていたり、どこかがやらなければいけない仕事とかそういうもの、あるいはコミュニティがやっているものと重なるような感じがするんですけども、事業に対するお金というのはどういうふうにして、何に使うために出しているのかちょっとお伺いしたいと思います。

議長（平山 英君） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（高藤昭夫君） まず、車座談議が実施する事業ですけども、当然地域の中でやっていくものの中には、例えば行政が当然やらなくちゃならない道路を広げるとか改修するという、そういったものは行政の仕事です。

それから、当然これまでコミュニティなり自治会なり、子ども会でもあれですけども、やっている事業についてはそれはそれで継続していただきたいということで、それはそれでやっていきますけれども、それ以外と言いますか、そういう中で、先ほど申し上げました地域と行政と協働で、こういう前提の中で今まで取り組みがなされなかったものとか、自分たちの地域を活力あるも

のにしていく、あるいは地域の防災なり福祉なり、こういったものに貢献できる、そういった事業を考えていくと、こういうところにだんだん事業は集約されてくるんだらうと思います。

事業費そのものの交付金につきましては、あくまでも地域の方たちができるものは汗をかいてやっていただくという基本的なものです。また、例えば先ほどの篤川でもそうなんですけれども、河川の清掃をしますけれども、河川の中には樹木とか大きなごみが堆積している。そういうところに重機を入れるとか、そういったものについてはこの交付金を活用していきましょと、こういうことで分けをしてやっておりまして、基本的には地域の方たちに汗をかいていただく。自分たちの地域は自分たちでつくっていくという基本理念でやっております。

議長（平山 英君） 24番、山本はるひ君。

24番（山本はるひ君） 先ほど、車座談議には地域の方たちが、公募も含めて30人の方たちが参加して3年が経過したということだったのですが、地域それぞれにはそのほかに何千人の人たちが住んでいると思うんですね。

先ほど、9つの地域で9つの事業をお聞かせいただいたんですけれども、その中身について、それを決めて進めていこうという音頭をとるのは車座談議でいいと、もちろんやっていくんだと思うんですが、そこに住んでいる方たちがこの地域の、例えばうちだったら稲村地域なんですけれども、そういう人たちのほかの人たちがみんな、こういう車座談議でこういうことをやっているんだよ、だからみんなでこういうふうなことをやっていこうというような、何か広がりには余りまだ感じないような気がするんですが、その辺についてはどんな形で全市のというんでしょうか、地域内に広げていくというような努力をしているのかについて

お伺いいたします。

議長（平山 英君） 企画部長。

企画部長（高藤昭夫君） 車座談議そのものは、いろいろ地域の課題の抽出とか事業に向けたことを討議するわけですが、そのものがイコール実施していくという組織では基本的にはないと思っています。ですから、その地域の中でそういったものを実現していくのは当然そこに住む住民の方、組織的にいえばコミュニティーの方に協力をいただくとか、自治会の方に協力をいただくとか、そういうことになってくると思います。

ただ、事業によって全員の方が参加しなくてもできる事業もありますので、その辺は実施の段階で、それぞれの車座の中で、それぞれの事業によってそのやり方は異なるんだと思いますけれども、そういう形でやられていると思っています。

なるべく、地域全部の方に参加してもらえれば一番いいんですけれども、だんだん多くの人に参加をしていただきたいというのが当然この趣旨でもありますので、これも車座それぞれによって違いますけれども、中には住民の皆さん方に車座の会報ということで、こういうテーマで今車座談議を進めています、こういう方たちがメンバーでやっていますとか、事業がこういうことになって、こういうことで実施をしていきますというようなお知らせをしている車座もありますので、だんだんそういう形で全体の方たちに知っていただく、さらには参加をしていただく、こういうことで進めていきたいと思っております。

3年が過ぎまして一応検証をしたわけですが、その中で、やはり今、議員が言われるようになかなかわからないという人もいるということで、若干その辺では私ども所管するところのPR不足かなということで、先ほど申し上げました取り組み状況などを、近々広報等で市民の皆様にお

知らせをして理解を深めていただければと、こんなふうに考えております。

議長（平山 英君） 24番、山本はるひ君。

24番（山本はるひ君） 車座談議は企画の部分だというようなお話だったんですけども、実際はそれを動かしていくのはそのコミュニティーなり、あるいは自治会なりということで、それは一緒にやっていくんだというようなことだと思います。

今聞いておりますと、やはり知らない方が多いような気がいたします。車座談議というイメージが何となくわかるようなわからないようなというのもございますし、それに、今9つのところでやっているようなことというの、もちろん地域の方で知らない方もいらっしゃるし、市全体の施策だとすれば、それをやはり皆さんに知らせて、できていないところの方に関してもそれをお知らせしていくというのは大切だと思いますので、それはぜひやっていただきたいと思います。

私、実はイメージとして、今お聞きいたしました9つのこととは全然違うことを考えていたんです。車座談議で行う事業というのは、何だかもっと、そういう言い方をしてしまうとおかしいんですけども、1つ、ふれあい農園というのはいいなと思ったんですが、何かその地域のまちおこしをすとか、お祭りをすとか、何かそういうようなものを、寂れている通りを活性化すとか、そういうものをやっていくのかなというイメージを持っておりましたら、防災倉庫だの通学路の安全を確保すとかということで、とても実利的というか、そういう形でした。

でも、それは皆さんの希望であるならば、それはそれでいいんだと思いますので、ぜひその辺は、まだつくっていないところには進めていただきたいというふうに思います。

最後に、市の職員のかかわりについてお尋ねいたします。

先ほど、その30人の中に6人の方が入っていて、それは、ここに那須塩原市職員地域担当制設置要綱というのができていて、それに従って、多分仕事として参加をしているんだというふうに思います。これを見ますとおおむね3年だというふうに書いてありますけれども、今のお話を聞いておりますと3年ではいじゃかわりませぬ、何か3年たっても9つしかできないということは、そういうことでは職員の人たちも本当にお仕事なんだよになってしまうと思うんです。その辺をどういうふうに考えているのかということと、もう一つ、職員の方たちは自発的に最初のときに手を挙げた方が少なかったというようなことを聞いたような気がいたします。でもこれは、仕事だとしてもやはりご自分でその地域を一緒によくしていこうという気持ちがあれば意味がないと思うんですけども、職員の、特にリーダーの方ではなくて、そのもつと下、若い方たちはどんな気持ちでここに取り組んでいらっしゃるのか、あるいは、どんなふうにしてほしいのかというようなことがありましたら、お聞かせ願いたいです。

議長（平山 英君） 企画部長。

企画部長（高藤昭夫君） 地域担当職員の関係ですけれども、一応この車座を進めていくのに振りかえの時期も必要だということで、1期3年というスパンで進んでいこうという基本的な考え方で職員のほうを進めさせていただいております。

ただ、今、議員から話がありましたように、いろいろ悪戦苦闘してここまでたどり着いていますので、それがそっくり入れかわってしまうということになると、また継続性に課題が残る、こういうことなものですから、その反省といいますか、検証をさせていただきまして、庁内の中では少な

くとも半分は残っていくと、こういふことで職員
のほうは体制を組んでいこうということで、今回
21年度、4年目に入っていきわけですけれども、
そういう中では地域担当職員で総勢90名になるわ
けですけれども、実質3分の1が20年度から21年
度で職員がかわっていく。中には年度年度で部長
級は退職したりしますので、そういったことは1
人、2人は出てくるんですけれども、そういうこ
とになっております。

そういうことで、継続して地域とともにやって
いける体制を整えていくというのが1つです。

それから、その6人の中で、内訳的には先ほど
も申し上げましたが、責任者ということで部長級
職員、リーダーとして課長級職員、そのほか公民
館1名、そのほか3名がどちらかという係長、
主任ですね。主任クラスになるわけですけれども、
これについては基本的に、自発的にやっていただ
くのが一番望ましいということで、これについて
は庁内での公募という形で当初スタートさせてい
ただきました。ざっと半分ですから45名ぐらいが
その枠になるわけですけれども、実際のところ10
数名の方が当初手を挙げていただきまして、その
ほかの職員についてはそれぞれ地域性、構成いろ
いろ勘案しまして、若干協力を担当のほうから
お願いしたという流れになっています。

今回の21年度に向けて職員の入れかえについて
も同じような傾向で、11名だったですか、公募で
ぜひやってみたいという職員があったわけですけ
れども、そのほかについては当初のスタートと同
じような形にならざるを得なかったということで、
いろいろ職員もやる気のある職員が多分多いん
だと思っておりますけれども、いろいろ仕事の関係等々、
地域の方を集めておいてそういうことを言うあれ
はないんですけれども、もろもろの事情の中にな
かなかそこまでいかないというのが現実でありま

して、今後、協働のまちづくりがメインでありま
すので、その辺いろいろ少しずつでも職員もこう
いうところに参加してもらおうということがふえて
いけば、そういう自覚も芽生えてくるのではない
かと、こんなふうを考えております。

以上です。

議長（平山 英君） 24番、山本はるひ君。

24番（山本はるひ君） ありがとうございます。

車座談議につきましては、最初に答弁がありま
したように市民と行政がともに協働のまちづくり
として、パートナーシップを持ってということ
でした。パートナーというのは対等の立場でとい
うようなことが含まれるんだと思いますけれども、
市民ができることはやはり市民で、行政でしか
できないことは行政でというようなところはきち
と押さえていただいて、職員の方たちの立場は非
常に微妙ではないかと思っております。本当は市民の
一人として、仕事ではなくそこに加われば一番い
いんだと思いますし、そういう発想もなかなかつ
たのではないかと思いますけれども、どうしても
今の市民と行政といいますか、自治会とコミュニ
ティーと行政という立場が、何となくいろいろ
情報を市のほうからもらって、あるいは意見を聞
いてみたいなのがずっと長く続いてきたので、
なかなか自発的に意見を出してやりましょうとい
うのは、そういうことにはやはりまた時間がかか
るんだと思っております。

そういう中で、本当に仕事を持って、そのほか
に年に7回、多分夜だと思っておりますが、夜やっ
ていらっしゃる手を挙げた若い職員の方は本当にす
ばらしい方たちだと思います。今後も、やはりこ
れは市長の公約でもありますし、15の地域がみな
この事業をもって協働のまちづくりを推進して
いただく、そういうことをしていく力にもなって
ほしいと、その職員の人たちには。そして、コミ

ユニティーも自治会も一緒にやっていくというふうになっていただければいいと、本当に思うところです。この部分はこれで終わります。

次に、3番目の質問に移ります。

3番目は、男女共同参画推進についてということです。

平成20年度男女共同参画に関する年次報告書と男女共同参画社会に関する意識調査結果概要版が先日公表されたところです。

年次報告書では、計画に沿って施策事業は実施されたとありますが、その状況と目標達成度について、その所感を伺うところです。

番目、意識調査の結果の中の、自由に意見あるいは要望を書くスペースの記載事項からすると、市の取り組みや活動について「知らなかった」あるいは「情報が足りない」と感じている人が少なくないと思われます。基本目標1にある多様な媒体を通じた広報・啓発活動の推進の実施方法に課題はないかどうか、お伺いいたします。

基本目標3のあらゆる分野への男女共同参画の機会の確保の中で、人数や割合で目標値に達していないものについて、どのような方法で今後解消していくのかについてお伺いします。

平成20年度から女性人材リスト登録制度を実施していますが、登録状況とその登録者の活用実績についてお伺いいたします。

平成17年と20年に意識調査を行って、市民意識の変化状況を把握し、今後の参考にするというふうに書いてあります。この調査でどのような結果や数値が今後の事業展開や意識改革の推進に役立つと考えているのかについて、お尋ねいたします。

最後 番目です。基本目標2に関連して、ことし11月22日と23日にDV（ドメスティック・バイオレンス）根絶を目指して、「第12回全国シェル

ターシンポジウムin栃木」という催し物が宇都宮市で開催されることになっています。それに関して、市ではどのような取り組みをしていくのか、あるいはするののかについてお尋ねします。

議長（平山 英君） 企画部長。

企画部長（高藤昭夫君） 男女共同参画推進につきまして6点ご質問をいただいておりますので、順次お答えをさせていただきます。

まず、ですけれども、行動計画に定めた5つの基本目標におきまして、基本目標1、男女共同参画社会実現のための意識改革の推進、それから、基本目標2、男女がお互いの性を尊重する人権意識の確立につきましては、重点施策を含め33の施策事業が実施され、基本目標1は85.7%、基本目標2は84.2%が目標値に達しており、計画事業が順調に進められているものと思っております。

基本目標3、あらゆる分野への男女共同参画の機会の確保につきましては、ほかの基本目標と比べ達成率は50%と低い状況にあり、特に政策、方針決定過程への女性の参画促進で達成率が低く、21年度においても引き続き重点施策として、女性人材リストの活用などにより推進していく必要があると思っております。

基本目標4、家庭生活とその他の生活との両立の支援の達成率は65.4%で、子育て・介護支援の充実の達成率が低い状況にありますけれども、今年度認可保育園の新設や大規模児童クラブの分割を進めておまして、目標値に近づいていくものと思っております。

基本目標5、生涯を通じた社会参画のための環境の整備では達成率は53.3%と低く、特に高齢者を対象とした項目で達成率が低い状況にあります。未達成の原因を把握し、より効果的に事業を推進する必要があるものと考えております。

次に、の広報啓発活動につきましては、男女

共同参画広報紙「みいな」の各戸配布を中心に、市のホームページ、フォーラム、セミナーなどを実施いたしております。特に、みいनाにつきましては多くの市民の皆さんに身近な情報として読んでいただくよう、今年度からスーパーや病院、銀行など市内44カ所に置かせていただいております。

意識調査の結果として、市の取り組みを知らない、情報が足りないという意見が多数ありました。今後、多くの機会をとらえてパンフレット、さらにみいな等を活用した啓発に努めてまいりたいと考えております。

の、あらゆる分野への男女共同参画の機会の確保における目標未達成の解消につきましては、先ほど申し上げました政策、方針決定過程への女性の参画促進で達成率が低く、特に審議会等における女性委員の割合は30%の目標に対し26.9%の達成状況で、また、女性のいない審議会もあります。審議会の登用率は毎年調査をいたしまして、登用率の低い審議会等には人材情報を提供し、登用を要請しているところでございます。

なお、女性のいない審議会は3つありますけれども、規約等、定め等で委員に団体の長を充てるなどの制約がありまして、困難な状況もあるということでもあります。

次、の女性人材リスト登録制度につきましては昨年度から運用を開始いたしまして、現在19名の登録があります。活用を進めているところでありますが、現時点では2つの審議会等に3人の登用というような状況になっております。

引き続き、広く制度を周知いたしまして登録者数をふやすとともに、審議会等での女性委員登用を働きかけてまいりたいと考えております。

次に、についてですが、意識調査の結果の中で男女が平等になっていると感じる人の割合は、17年の前回調査に比べ増加の傾向にあり、23年度

に設定した目標値に近づいてはいますが、依然として男性のほうが優遇されていると感じている人の割合は5割を超えております。これまでも増して施策・事業を推進する必要があるものと思っております。

また、夫や恋人からの暴力を見聞きしたことがある人、職場におけるセクハラを見聞きしたことがある人の割合は、わずかではありますが増加してきており、一方ではDVやセクハラへの関心の高まりのあらわれともとれますが、実態として婦人相談員によるDVの相談件数は増加をしておりますので、暴力は犯罪であるという周知徹底など、その撲滅に向けた取り組みをさらに推進する必要があると思っております。

このほかにも意識調査により明らかになった課題につきましては、その解決に向け手法等を再検討していく必要があるものと考えてございます。

最後に、のシンポジウムに関する市の取り組みにつきましては、この実行委員会に女性議員を選出するとともに、担当職員の参加を予定しているところであります。

以上です。

議長（平山 英君） 24番、山本はるひ君。

24番（山本はるひ君） それでは、再質問いたします。

最初に、男女共同参画という言葉はもう大分使われてはきておりますけれども、この年次報告書と意識調査の中で、やっぱり知らない人が多いんだなというふうに私は非常にそれを感じました。

それは、知らないというよりも、そういうものを知る余裕がないということもあるんだろうとも思いますし、余り言葉が普通には使われていない言葉だということもあると思います。それで、それをこれから目標に達していないものは達するようにやっていくんだというようなお話だったです

けれども、この男女共同参画という考え方を推進していくための体制は十分なのかどうか、それについてお聞きいたします。

議長（平山 英君） 企画部長。

企画部長（高藤昭夫君） 男女共同参画を推進していく体制は十分かということですが、庁内では正直なところ、事実ですが、担当は2人ということで行政のほうは対応させていただいております。これは十分かどうかはいろいろ議論のあるところだと思いますけれども、ただ、男女共同参画そのものを推進していくというのは、行政が努力すればそれだけどんどんそういう意識が市民の皆さんに広がっていくというには限度がありますので、いずれにしてもいろいろな団体の方々、こういった方たちのお力を借りながら、連携しながら少しずつ輪を広げていくというのが基本にあると思っておりますので、現在のところは2名の体制ですが、その中で努力をさせていただきたいと、こんなふうに考えております。

議長（平山 英君） 24番、山本はるひ君。

24番（山本はるひ君） この男女共同参画という考え方を広めていくのは、市の職員だけがやるものではもちろんないし、今の2人が4人になったから、そういうものが考え方として広まってくかというようなものでもないと思います。

行政がやることというのは、そういうことよりも、こういう考え方があるんだよと知らせることもとても大切なんですけれども、いろいろな施策をやっていくに当たって、何かするときに男性だけを引っ張り上げるとか、決めるときに何となく男の人だけになったときには女性はどうか、若い人もどうかみたいな、そういうことを全庁的にやっていく、あるいは教育の現場で、それから企業の部分でそういうことが書いてはあるんですけれども、そういうことについて知らせていく

なり、何か決めるときにそういうものを取り入れていくということがやっぱり大切なんだろうと思います。

今回、この意識調査の結果に関しても、17年度はお金を出してどこかに頼んでいたものを、2人で結果をつくって厚い冊子にまとめているというようなことも大変すばらしいことだと思います。ただ、調査の結果として、市が一生懸命やっていることを知らないという方が56%でしたかね。それだけありましたし、自由な意見の中でも、これは年齢、男女関係なく知らなかった、そんなことをやっているのみたいなものが大変多い記載でした。

それに関して、やはり情報を提供するという、そのやり方が足りないのではないか、あるいはやり方に何か工夫が要るのではないかというふうに思います。自分でもかかっているの歯がゆい部分があるんですけども、その点について、今後何かこういうふうにやっていくんだというものがあれば、聞かせていただきたいと思います。

議長（平山 英君） 企画部長。

企画部長（高藤昭夫君） 意識調査の結果の中からご質問なんですけれども、本当に知らないという人がたくさんおまして、逆に言えばびっくりはしましたけれども、正直なところ、2,000人の方に意識調査を発送させていただいて、800人からの回収がありまして、そのうちの160人の方がいろいろ自由意見を書いてくれたと。その中でも、市の施策、男女共同参画そのものも知らないという人が相当数いた。

こうすることで、そういう悲観的なとり方もありますし、私は楽観的なものですから、その人たちがこの意識調査を通してこういう問題にちょっと関心を持っていただけるのかなという意味では、この調査にも十分意義があったと、こんなふうに

思っております。

そういう反省を踏まえまして、先ほども申し上げましたが、これは地道にやっていくしかありませんので、メインはみいな等が今広報紙として市のほうでやっているわけでありますので、そういったものをあらゆる機会をとらえてお配りしながら、目に触れていただくと。

それから、先ほども議員のほうからありましたけれども、企業に対して働きかけももうちょっと足らなかったのかなということもありますので、企業向けに使えるものであれば、まずはこういったものやっていくので会社の中でご活用くださいみたいな形から入って行って、だんだんにそういったところとも連携しながら、こういった考え方が普及できれば理想ではないかなと、こんなふうに思っております。

それと、今回知らない人が多いということで、1つすぐできるのではないかとということで、ホームページ等におきましてトップページの中に男女共同参画の入り口を設ければ、アクセスしてくれる人も多くなるのじゃないかとということで、そんな工夫もしてみたいと思っております。

それから、先ほど体制の部分で申し上げました問題にちょっと戻りますけれども、そういうことで、体制は現在2人ですけれども、庁内には市長をトップとする推進本部も設けておりますし、これは全部長が入っております。そのほかにも全課の課長が幹事ということで幹事会なる会議も開きながら、今回の年次報告の検証とか、そういったものをやりながら全庁的に男女共同参画については進めているという状況にありますので、補足させていただきます。

議長（平山 英君） 24番、山本はるひ君。

24番（山本はるひ君） この意識調査の中の意見の中に、男女共同参画なんていうようなことを

やっているよりも、市はもっとやることあるんじゃないかというようなことが結構書いてあります。

それから、この調査の中ではなかったんですが、全国的な調査の中では、今、男女共同参画というのはもっと平たく言えば男女平等というようなことだと思うんですが、そういうものの意識が弱まりつつあるという調査が出ております。というのは、若い女性がやっぱり家庭に入るということを望んでいるということが、いろんな調査の中で出ています。ここの市の中では出ていないんです。

そういうことを考えますと、今は男女平等というより以前に女と女、あるいは男と男というような中でもう格差が出てきていて、市が男女共同参画だけを取り上げているといいのかどうかというようなことも、やはり考えなければいけない。あるいは、行政がやることはもっと違うところにあるのではないかというふうに、調査の中にも書いてありましたが、そういうこともあるのではないかとというようなことを非常に感じました。これはそういうふう感じたということで、今後に生かしていただきたいというふうに思います。

番目のことなんですが、女性人材リスト登録制度で19人の登録があって、そこから審議会に人を推薦したということなんですが、1つお伺いしたいんですけれども、男性の場合はこういうふうな審議会にどなたかというときには、まさか活用リストなんてないと思うんですね。どのようにして選んでいるんでしょうか。

議長（平山 英君） 企画部長。

企画部長（高藤昭夫君） 審議会もいろいろな分野でありますので、それぞれの分野の中で、審議会は広く市民の皆さんの意見を聞くということで、そういう分野の中でそれぞれが意見を出していただける分野の方々を選んでいくというこ

とで、審議会によってそれぞれ違うと思います。

当然、男性の場合にはリストは持っておりませんですし、そういう中から審議会の目的に沿って人選をしているんだと思います。そういう中で、先ほど来申し上げているように、女性の委員も30%を目標にしようということをやっていると、こういうことですので、どうやって選んでいると言われますと、その程度の答えしかできないんですけれども、以上です。

議長（平山 英君） 24番、山本はるひ君。

24番（山本はるひ君） 先ほど、審議会については女性がいないところが3つだけになったと。それは初めからどここの長だというふうになっていて、そこが女性にならない限りは入ってこないんだということからいうと、もう女性が選ばれてもいい審議会は全部に女性が、割合はともかく入っているということで、これはとても私は進んだことだと思っています。

ただし、男だからいい、女だからいいということではないと思いますので、この女性人材リストに関しましては、いろいろな分野から専門家の方がたくさんいらっしゃいますので、その人たちを拾い上げてくるというか、探す工夫というものをさせていただいて、たくさんの方をここに登録していただきたいと思います。

それから最後になります、ドメスティック・バイオレンスの宇都宮のシンポジウムについてですけれども、これは那須塩原市は大変こういうものが多いんですね、実は。DVは犯罪であるという意識をやはりきちっと持たなければいけないし、これについての対処も必要ですので、職員を派遣するというですけれども、ぜひ担当している職員の方たちをできるだけ多くの方に参加していただき、意識を高めていただき、こういうものがなくなるような市にしていきたいと思いま

す。

ありがとうございました。

議長（平山 英君） 以上で、24番、山本はるひ君の市政一般質問は終了いたしました。

高久好一君

議長（平山 英君） 次に、10番、高久好一君。

10番（高久好一君） 皆さん、こんにちは。10番、高久好一です。

ただいまより一般質問を行います。

1、感染症対策で問われる国保行政について。

新型インフルエンザの広がりの中、保険証の取り上げ政策が厚労省みずからの通知によって資格証を保険証とみなすなど、破綻があらわれています。市民の安心・安全を阻害する制裁措置の即時停止が求められています。

資格証世帯など、必要な市民に厚生労働省の通知の内容が届いているかを伺います。

市役所にとめ置きの状態の保険証はないかを伺います。

資格証の発行はやめ、国保全世帯に保険証を。

以上、3点について市の考えを伺うものです。

議長（平山 英君） 10番、高久好一君の質問に対し答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（平山照夫君） 感染症対策で問われる国保行政につきまして、お答えをしたいと思います。

まず最初に、1点目の資格証世帯など必要な市民に、厚労省通知の内容が届いているかという質問でございますけれども、資格証を保険証とみなすことは、新型インフルエンザという性格もあり、厚生労働省でも必要な措置として発熱外来で診療

を受ける場合には保険証とみなすこととしておりました。

本市におきまして、6月20日の新聞折り込みのチラシの中に記載をいたしまして、各公共施設などに掲示したポスターにも掲載してお知らせをしたところでございます。しかし、その後発熱外来の診療から一般診療に移行したため、この措置は7月21日に終了いたしております。

2点目のとめ置きとの関係でございますが、市役所にとめ置き状態の保険証はないかということでございますけれども、とめ置き状態の保険証はございません。

3点目の、資格証の発行をやめ、国保全世界帯に保険証をとのことでございますが、これまでも再三お答えをしていたと思いますが、国保制度そのものは相互扶助の制度でございますので、全体で助け合っていくというものでございます。保険税を納めていただいている方たちと、支払う能力がありながら保険税を支払わない被保険者を同等に扱うということは不公平になりますので、発行をやめる考えはございません。

以上でございます。

議長（平山 英君） 10番、高久好一君。

10番（高久好一君） 1番から随時再質問していきたいと思っております。

新型インフルエンザの感染防止のため、発熱外来など市役所の窓口に立ち寄らず受診できるようにということで始まった資格証を、一般の保険証とみなしますよと、医療費の3割負担ができますよというのは、発熱外来のときに指定されたものという答弁だったと思うんですが、そうすると

ちょっと先に行ってしまいました。話を戻します。

5月18日の厚生労働省の通知はチラシとポスターで知らせたと。そして、この内容は必ず電話し

てからということです。今、部長の答弁の中でこの制度は既に終了したという部分がありました。

そこで確認したいと思います。

新型インフルエンザまたは季節性のインフルエンザの症状の場合、どこの病院や診療所でも資格証でも3割負担で受診できるという状況ではないということなんでしょうか。

議長（平山 英君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（平山照夫君） 先ほど答弁いたしましたように、当初、新型インフルエンザの場合は、発熱相談センターに電話をしてから発熱外来の診療を受けるというルートができていたわけですが、全国的に蔓延をしているというもありますし、弱毒性というのもあったのかもしれませんが、国におきまして一般診療に切りかえたわけです。したがって、一般の病気の治療と同様の扱いということになっておりますので、保険証につきましても全く同じ取り扱いということになっております。

以上です。

議長（平山 英君） 10番、高久好一君。

10番（高久好一君） ちょっと私のほうが間違っていて受けとめていたのかというところがあります。そうすると、資格証は今までどおりの資格証の扱いということになるんだと思います。そういう話が出ました。

そこで、今、毎日新聞でインフルエンザの拡大を、件数が上がっている、広がっているというのが新聞紙面に知らされています。全国では11人が死亡し、老若男女、合併症などを持っている方、ほとんど年齢的には関係なく、11人の方はそういう分類ができるかと思っております。

そういう中で、厚生労働省が8月28日、新型インフルエンザの流行のシナリオを発表しました。シナ

リオでは、通常の季節性インフルエンザの2倍程度に当たる国民全体の20%、約2,500万人が発症すると推計しています。1日当たり約76万人が発症し、4万6,400人が入院すると推計しました。軽症やほとんど症状の出ない感染者も含めると、国民の過半数が感染する、こういった可能性も示されています。過去5年間の平均では、その後8週間で流行のピークを迎え、流行は17週間続くとされています。このため、9月下旬から10月にも流行のピークを迎える可能性を示しています。

そこで、インフルエンザ拡大のピークを懸念される9月下旬から10月にかけて、積極的感染予防のためのワクチンの接種という、こういうチラシを入れていただきたい。こうした考えがあるかどうか、伺います。

議長（平山 英君） 保健福祉部長。

保健福祉部長（平山照夫君） 新型インフルエンザのワクチンの関係でございますが、議員も新聞あるいはテレビ等でご承知だと思いますが、現在、国内におきましてワクチンの製造を行っている。ただ、これができるのが10月の下旬ぐらいだろうと言われております。国内のワクチンがですね。

それが1,700万人とかいろいろ言われておりますが、それでは足りないだろうということで、国においては輸入ワクチンも手配をしていくという状況になっているかと思えます。

したがって、ワクチンの接種につきましてもワクチンの確保というところからしますと、国のほうで行っていることでございますので、市におきまして今ワクチンはありませんので、新型インフルエンザのワクチンは今のところございませんので、市でワクチンの接種を呼びかけるというのは今のところ行わないという予定であります。議長（平山 英君） 質問の途中ですが、ここで昼食のため休憩いたします。

午後1時、会議を再開いたします。

休憩 午後 零時

再開 午後 1時00分

議長（平山 英君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

10番、高久好一君。

10番（高久好一君） 午前中に続きまして質問を続けてまいります。

部長のほうから、ワクチンについては10月下旬にできるというふうに考えている。そういう中で、チラシのことは考えていないということでした。

そういう中で、インフルエンザにかかってしまった方には、重症化を防ぐために入院受け入れ態勢を強化する。積極的予防策として日常的な予防策とあわせて、現在市が行っているような、各支庁舎に行く消毒薬が玄関にあります。しっかりした手洗い、消毒、そしてうがいなど、こうした日常的な予防もあわせて行うことによって、結果として国民健康保険の給付額を増大させないことにつながると確信するものです。

先ほど厚労省のシナリオの話をしました。このシナリオを活用して積極的な予防策としてはワクチンという話をしてまいりました。私のほうは、まず季節性のワクチン、つまり10月下旬に新型インフルエンザの流行のピークが、ワクチンができるよりも早く来るというシナリオがあります。

そうした中で、季節性のワクチンをまず接種して、さらに新型のワクチンの製造に合わせて接種を待つ。新型ワクチンの接種も、先ほど部長が言われたように2回で6,000円から8,000円の自己負担となるというような話があったと思いますが、

こうした窓口負担の軽減やワクチンの公費負担などが強く求められるところであります。

番を終わりました。番に入ります。

市役所にとめ置きの保険証はないかという質問をいたしました。那須塩原市にはとめ置き状態の保険証はないという答弁でした。非常にいいことだと思っています。

こうした質問をしたのは、こうした感染症が広がる中で大阪の社保協が実施した大阪府内市町村のアンケートで、3月末にも資格証発行世帯の多数に子どもがいることや、さらにはとめ置き世帯に子どもが多くいることなどが明らかになっています。

とめ置きとは、本来は短期保険証の世帯であるにもかかわらず役所にとりに行けない。そのために手元に保険証が届いていない、役所にとめ置かれている状態の保険証のことを言っております。役所にとりに行くということは納付相談をすることで、財布に余裕がない限り保険証をとりに行くことはできないというのが実態です。

大阪社保協の報告では、大阪府の半数の23市町から回答があり、400人を超える子どもたちが今も無保険状態にあるとされています。このまま放置されてインフルエンザのパンデミックが起これば、取り返しのつかない問題になります。起こってから悔いを残さないためにも早急な対応が求められているということで、こういう質問をいたしました。

今、那須塩原にはないということで、そうした取り組みをしっかりとされているというような受けとめをしたいと思います。

を終了して に入ります。

資格証の発行をやめてという質問です。繰り返しの質問を行っております。答弁は、相互扶助、公正性からやめられないという答弁でした。先ほ

どの大阪の話、さらには大阪の堺市の話です。あわせて、神奈川県の大和市、こういったところでは新型インフルエンザの対応の緊急措置として、資格証発行世帯に短期証を発行しています。不在などで郵便が届かない、さっき言ったとめ置きみたいな状態が起こらないように、郵便が届かない場合には徴収非常勤職員による手渡し、こういうことを行っているということです。

私、常々この保険証の発行をやめるようにということを再三申し上げております。住民の命と健康を守る自治体としての本来の役割を發揮するのは、こういうことを言うのだと私は受けとめています。

他の自治体の資格証の発行世帯の数を出しているのは、こうした対策を行っているところでも、この程度しか資格証を発行していないのを知ってほしいという思いからです。那須塩原市は、19年度の短期証の発行は2,118世帯で、県で一番です。資格証発行は1,374世帯、県で2位。忠実に国の方針に従って短期証や資格証を発行してきました。

しかし、20年度の短期証は12.5%減ったものの、資格証は8.4%の増となっています。市の方針は、できるだけ資格証を発行しない、そして、短期証で済ませるという方針だと今まで伺ってまいりました。20年度の実態は、市の方針と逆になってしまいました。

こうした結果から、方針の考えを変えとか、方策を変えとか、そういった考えはあるでしょうか。

議長（平山 英君） 保健福祉部長。

保健福祉部長（平山照夫君） ただいまの件につきましても、今までも何度かお答えをしているかと思うんですが、例えば、所得が急激に減った場合ですとか、そういった場合に国保税の軽減措置

というものをとっておりますので、負担能力があるにもかかわらず納めていただけない方に資格証というのが交付されているというふうにご理解していただければ、それ以外といいますか、納税相談等やっております、いろいろご相談させていただいて、その上でこういった形であればということやっておりますので、そうじゃない方に対しての資格証の発行につきましては、今までどおりでいくということでございます。

議長（平山 英君） 10番、高久好一君。

10番（高久好一君） 今までどおりのやり方を続けるという内容だったと思います。この資格証の問題、特に那須塩原市は多いということで、私はずっとこの問題を繰り返しますが、言い続けております。

全国の551の自治体、1,800の中の551の自治体です。全国の30.8%の市町村は既に資格証を発行することをやめています。資格証を発行しても、結果的には治療がおくれ病状の悪化を招き、医療費の増大につながる、収納率も上がらない。こういう理由からです。

保険証の取り上げという制裁は、納入意欲の改善にはつながらないということの証明ではないでしょうか。改めて、資格証の発行をやめ、インフルエンザの感染の拡大から市民を守る手だてとして、全世帯に保険証の交付を要求するものです。考えを伺います。

議長（平山 英君） 保健福祉部長。

保健福祉部長（平山照夫君） 繰り返しになりますが、最初に答弁しましたとおり、現在のやり方をやっていくことには変わりはありません。

以上でございます。

議長（平山 英君） 10番、高久好一君。

10番（高久好一君） 1月20日の答弁書、閣議決定が「病気やけがの医療費の一時払いが困難な

場合には特別な事情に準ずる」としています。発熱によって特別な事情になったというのが今回の通知の趣旨かもしれません。しかし、発熱によって支払いが困難になる事情は、丁寧な相談、指導が行われていれば資格証の発行の前に判断がつかずです。風邪や腹痛など軽い病気では医者にかかるな、保険料を納めなければ治療を受けるなどの政策が感染予防には大敵であることが明らかになりました。

厚生労働省が新型インフルエンザの急速な広がりの中で、こうした緊急措置を通知しなければならなかったところに、長年続けられてきた保険証の取り上げ、こうしたやり方の政策が破綻しています。また、保険料を納付することができないと認められる事情がある人に資格証明書が交付されている事実をみずから認めた通知であり、国民の安心・安全を阻害する制裁措置の即時中止が求められています。

大きな1番を終わります。

2番に入ります。

後期高齢者の資格証発行についてです。

実施から1年を経た後期高齢者医療でも、来年4月には資格証明書の発行の問題が生じようとしています。

全国で20万人以上の高齢者が保険証の取り上げの対象になると言われていますが、当市の高齢市民の命と健康を守る現況と対策について伺うものです。

この制度は、高齢者の医療費抑制のための世界に例のない制度であり、廃止すべきだと思うが、考えを伺います。

以上、2点伺うものです。

議長（平山 英君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（平山照夫君） 後期高齢者の資格

証の発行につきましてお答えをいたします。

まず1点目の、高齢者が保険証の取り上げ対象になると言われているが、当市の現況と対策について伺うというご質問にお答えいたします。

後期高齢者の資格証交付につきましては、広域連合の保険料滞納者対策要綱で、保険料の納期限から1年以上保険料の納付がない方で、悪質と思われる方を対象に交付をすることになっています。

現在、後期高齢者での資格証交付はありません。那須塩原市においても、納期限1年を超えて納めていない方への戸別訪問を行っており、今後も保険料に対する理解を求め、納付をお願いしていきたいと思っております。

次に、後期高齢者制度を廃止すべきと思うが、考えを伺うということでございますが、この制度につきましては国において長い検討を経た上での制度でございます。平成20年度にスタートして1年半が過ぎるところでございます。やっと制度が定着してきたところでありますので、またすぐにこの制度を変えることは、かえって市民の混乱を招くことになるものと考えております。

以上でございます。

議長（平山 英君） 10番、高久好一君。

10番（高久好一君） 広域連合の要綱に従ったということで、現在那須塩原市で資格証を発行している方はないと、戸別訪問を行って納入促進を行っているという答えでした。

07年度までは、高齢者は資格証明書を発行する対象から外されてきました。ところが、後期高齢者医療制度は75歳の人まで資格証明書の発行を制度化しました。保険料を1年間滞納すると資格証明書の発行とされます。

広域連合の話が出ました。ことし7月から9月にかけて滞納者を確定し、まず短期証を送りつける。そして、それでも滞納している人に対しては、

来年4月以降から資格証明書に切りかえるというのが、多くの後期高齢者広域連合の予定のようです。こうした状況から今回質問したものです。

そこで、那須塩原市の加わる後期高齢者広域連合議会、市長と議長が広域連合議員として出席していますが、同様の予定と理解してよいか、答えてください。

議長（平山 英君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（平山照夫君） 私のほうからお答えしますが、広域連合のほうの実施要項の中に書いてありますのをちょっと申し上げますと、納付相談または納付指導に一向に応じようとしない方、それから保険料の納付方法に誠意をもって履行しようとしない方、その他悪質な滞納をしたと認められる方、そういった方に資格証を発行すると規定されておりますので、これも昨年6月だったかと思いますが、高久議員のほうからご質問があったと思うんですが、那須塩原市としても機械的にこれを取り扱うということはないということをお願いしていると思っておりますので、今後につきましても同様に考えております。

以上でございます。

議長（平山 英君） 10番、高久好一君。

10番（高久好一君） 那須塩原市の20年度の決算では、後期高齢者医療保険料4億9,338万7,000円のうち1億8,613万9,400円が普通徴収になっています。この割合は37.7%です。年金が少なく、年金から天引きできない高齢者で年金月額が1万5,000円以下の普通徴収者、昨年は十二、三%と見込まれ1,200人から1,300人ぐらいと報告されました。滞納状況は、ことしの2月末で滞納されている方657人、金額で1,659万3,400円、こう聞いています。

今回の決算では、この年金の少ない方の普通徴

収の未済額1,339万7,900円と減っています。これは普通徴収の収納率が改善されたと見てよいのでしょうか。納期が来て、収納予定金額が予定どおり収納されたということになるのでしょうか。また現在、滞納者の対応について部長のほうから答弁がありました。現在滞納で資格証、短期証交付の該当者は何人いるのでしょうか、教えてください。

議長（平山 英君） 総務部長。

総務部長（増田 徹君） 20年度決算におけます介護保険料の徴収状況でございますけれども、収納率98.22%でございます。未収額につきましては896万2,300円ということでございます。

ただいまご質問にありました年金からの納付、それから普通徴収等々を分析した結果は載っておりませんが、未納額896万2,300円という数字だけはいただいております。

以上です。

議長（平山 英君） 保健福祉部長。

保健福祉部長（平山照夫君） 資格証、それから短期証の発行者の数ということがあったかと思っておりますので、資格証につきましてははいないわけですが、9月9日現在でいいますと短期証は166人の方でございます。

以上です。

議長（平山 英君） 10番、高久好一君。

10番（高久好一君） 短期証該当者が166人ということでした。

私、もうちょっと多いのかなというように思っていました。というのは、那須塩原市は国民健康保険でも非常に高い資格証者がおります。そうした中で、さらにこうした年金額の少ない方ということで非常に危惧しています。

後期高齢者の広域連合での要綱の話が出ましたが、全国の広域連合の様子が報道されています。

栃木県も、私の見た範囲では同様の対応をしているというような受けとめをしております。そういう中での今回の答弁でした。ぜひ、那須塩原市の高齢者に温かい対応、そして励ます対応をしていただきたい。

後期高齢者医療制度は高齢者を年齢で差別し、医療抑制を目的とする大変過酷な制度です。高齢者を中心とする憤り、この制度では高齢者の健康を守れないとした医師会、667を超える自治体の意見書、全国の自治体を1,800と数えて、その3分の1以上がこの後期高齢者の抜本的改正を要望しています。

広範な国民の運動で、政府、自民公明の与党は再三の見直しを余儀なくされ、舛添厚労大臣は来年度中の抜本の見直しを宣言していましたが、進展なく厚労相の職を終わります。さらに、70歳から74歳の軽減策も、このままでは2010年には凍結解凍され、もとの負担増に戻ります。後期高齢者医療制度は撤廃するべきです。

に入ります。

後期高齢者医療制度にある差別的な診療報酬の仕組みは、受益者負担という制度の根幹は抜本の見直しの対象にはなっていませんでした。病気になるのは自分の責任とする自己責任、この自己責任に基づく受益者負担の仕組みが後期高齢者医療制度の根幹です。資格証明書の発行は自己責任、受益者負担の考えからの罰則です。収納対策としての資格証明書であり、国保でも繰り返し悪質滞納者に限ると確認されてきたにもかかわらず、悲劇が繰り返されてきました。

この罰則が適用されれば、来年4月以降高齢者が保険証を取り上げられることとなります。しっかり対応するという話もありました。高齢者が命の保証から排除されます。悲劇を拡大しないためにも、その制度そのものを廃止する以外にありま

せん。早急に、だれもが安心してかかれる皆保険制度体制に動くことが求められます。

幸い、新しい政権の中心となる民主党も後期高齢者医療制度の廃止を公約に掲げています。その上で市長の所信表明です。2期目の市政運営に当たり、市民が笑顔で暮らせるまちづくりの中で子育てから介護まで、だれもが安心して暮らせる地域福祉を推進するとあります。

こうした後期高齢者の資格証発行前に、考えを聞かせていただきたいと思います。

議長（平山 英君） 答弁を求めます。

市長。

市長（栗川 仁君） ただいま、私の公約でございます「だれもが安心して暮らせる社会」ということでございますけれども、そのとおりでございます。

しかし、この保険制度を運営するに当たりましては当然負担が伴うわけございまして、先ほど部長のほうから話がございましたように、負担の公平性という中から、当然悪質者に対するの対応につきましては、これまでどおりの対応をしていきたいというふうに思っています。そういうことをしないとこの制度そのものが持続できない。ということになりますと、当然全体的なものが崩れてしまうという考えもございまして、これまでどおりの対応をしていきたいと考えております。

以上です。

議長（平山 英君） 10番、高久好一君。

10番（高久好一君） これまでどおり、公平性を保ちながら悪質滞納者に対しては対応していくというお話でございました。私たち日本共産党は、この制度が議案として提出されたときから、高齢者いじめの制度として反対を貫いてまいりました。後期高齢者医療制度の導入までは、お年寄りのいる世帯は保険証の取り上げは原則対象外だったの

です。命に直結する問題だからです。高齢者から無慈悲にも保険証を取り上げることは断じて許されないことです。

後期高齢者医療制度を無料化した2つの自治体は、高齢者の医療の目指すべき方向を示す羅針盤です。直ちに後期高齢者医療制度の撤廃をすべきであるという態度を表明して、この項の質問を終わります。

3番の無料・低額診療について質問いたします。

この事業は、生活困難者が経済的な理由によって必要な医療を受ける機会が制限されることがないように、無料または低額な料金によって診療を行うことを目的とする事業です。

無料・低額診療の周知活用と必要性について伺います。

厚労省は、無料・低額診療は生活困窮者による未収金発生予防に効果を認めています。この事業を活用し、資格証の発行を減らし、収納率向上に期待ができないか。

以上、2点について伺うものです。

議長（平山 英君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（平山照夫君） 無料・低額診療につきましてお答えをいたします。

最初に、無料・低額診療の周知活用と必要性についてでございますけれども、この制度は生活困窮者が経済的な理由によって必要な医療を受ける機会を制限されることのないようにするため、社会福祉法で定めたものでございます。

この制度は、医療機関が福祉対策として行っているもので、患者の医療費を医療機関が負担するという制度でございます。対象者は、ホームレスやDV被害者、生活困窮者など、特殊な場合に適用されるものでございます。

したがって、国保保険者としてこの制度を一般

市民に周知する考えはございません。

2点目ですが、この事業を活用し、資格証の発行を減らし、収納率の向上が期待できないかとのご質問でございますが、先ほども言いましたが、この制度は生活困窮者などの診療と医療機関の未収金問題には一定の効果はあると思いますが、国保税の収納とは余り関連がなく、収納率向上とはつながらないと考えております。

以上です。

議長（平山 英君） 10番、高久好一君。

10番（高久好一君） 今、部長が答弁された内容になるかなと思います。

こうした制度はなかなか私たちも、ことしに入ってからしっかり調べて活用しよう、そして、使っていこうと、私たち日本共産党は国民の苦難軽減に全力を尽くす、こう規約に載せています。そうしたことで、東京という世界的にも大きな都市で年越し派遣村ができたという状況があります。首都圏に派遣村、テント村ができたというのは世界に例がありません。こうした中で、この制度は大変私たちが便利に使わせてもらった、そして、生活困窮者、生活の大変な人に対してフォローできたという結果から、こうした制度を一般の人にも知ってもら、そして地域でも活用してもら、そうしたすみ分けによって国保への負担を減らすというような思いもありました。

そこで、那須塩原市は、近くで無料・低額診療事業を行っている病院や診療所の情報はありますか。また、活用状況は把握していますか。

議長（平山 英君） 保健福祉部長。

保健福祉部長（平山照夫君） 那須塩原市あるいは近くに無料・低額診療所があるかということでございますので、お答えいたします。

まず、栃木県内に無料・低額診療所として社会福祉法で申請をして許可を受けている医療機関が

4カ所でございます。済生会の宇都宮病院、日本赤十字病院が3カ所、その4カ所が受けているということでございますので、近くでと申しますと大田原の日本赤十字病院が受けているということになると思います。

それから、活用状況につきましては把握いたしておりません。

議長（平山 英君） 10番、高久好一君。

10番（高久好一君） 私のほうでつかんでいた事業所、栃木県で済生会と日赤というふうに私も受けとめています。活用状況はつかんでいないということですが、それだけ利用が少ない、調べていないということでもあるかと思えます。

しかし、こうした今の日本の経済状況、そしてインフルエンザの流行が目の前に迫っているときにこうした制度をしっかりと使えるよう告知していく、知らせていく、これも頼りになる市役所の存在意義かと思えます。

こうした制度をしっかりと市民に知らせていただいて、資格証の発行までいかなくても生活改善の向上策、しっかりとした緊急の医療への説明など、こうしたものを広く利用していけば国保の役割をもっと知らせていく。そして、市民が安心して暮らせる、そういう地域政治ができるのではないかと、こう考えるとところです。

以上で、この3番を終わりにします。

続いて、4番に入っていきます。

4番です。年金から住民税の天引きについてです。

今度は、年金から住民税が天引きされる制度が来月10月から始まります。開始を前に、年金生活者には怒りと不安の声が広がっています。

介護保険料、後期高齢者医療の保険料、国民健康保険税と次々に年金から勝手に天引きされ、生活費が奪われるとの声があります。年金生活者

に優しい支援はあるかを伺います。

当市の国民健康保険の19年度の収納率は83.48%で、県内最下位でした。20年度は81.44%でした。今年度の収納率目標88%の見通しについて伺います。

以上、2点について伺うものです。

議長（平山 英君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（平山照夫君） 私のほうから、番の介護保険料、後期高齢者の保険料、国民健康保険料が年金から引かれているということにつきまして、お答えをいたします。

そういったものが年金から引かれて、生活費が奪われるというご質問でございますけれども、年金からの保険料の天引きそのものは法律で定められておりまして、法に従って行っているというものでございます。

法律では、介護保険料が年金から差し引かれていない方や、介護保険料と後期高齢者保険料の合算が年金受給額の2分の1を超える場合は普通徴収となります。また、国保税、後期高齢者保険料では、年金天引きから普通徴収への変更希望があった場合には、変更することも可能になっております。

保険料についてですが、介護保険料では所得に応じて段階を設定して保険料を定めておりますし、国保税では低所得世帯に対して均等割額及び平等割額の軽減、後期高齢者保険料では低所得者への均等割額及び所得割額の軽減措置を行っているところでございます。

以上です。

議長（平山 英君） 総務部長。

総務部長（増田 徹君） それでは、2番目の国民健康保険税の収納率についてのお尋ねに対しましてお答えいたします。

平成17年度に策定いたしました市の行財政改革プランにおきまして平成16年度の収納率86.42%、これをもとにしまして平成21年度の現年度の収納率目標88%ということで、数値目標を掲げているところでございます。

しかしながら、比較的安定した所得が見込めず年金受給者の多くが後期高齢者のほうの医療制度に移行したということ。それから、昨年秋以来の急激な景気の後退、これによります失業者の増加、さらには自営業者等の収入の減少等々によりまして、担税力が著しく低下しているというような現況におきましては、今後も目標達成のために努力はしていくつもりでございますけれども、大変厳しい状況にあるというふうに言わざるを得ないというところでございます。

以上です。

議長（平山 英君） 10番、高久好一君。

10番（高久好一君） 番から再質問を行っていきます。

それぞれの保険料、保険税、法に従って行っていると、軽減もしっかりと行われているという答弁だったと思います。そうした中で年金からの天引き、つまり特別徴収というのは皆さんもよくご存じだと思います。天引きの順番について伺います。

天引きの順番は、法律ができた順から、後期高齢者医療、介護、住民税という順になるのでしょうか。特別徴収の優先順位と基準が先ほどかなり言われましたけれども、途中で足らなくなるというような人が出た場合、その対応はどのようにするのでしょうか。

議長（平山 英君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（増田 徹君） 年金の天引きの関係でございますけれども、順番ということでしたので、

順番そのものは厚生年金からということですので、その順番についてはただいま資料を持っておりませんので、その後お答えしたいと思います。

議長（平山 英君） 10番、高久好一君。

10番（高久好一君） 今、答弁がありました。こうした経済状況の中、高齢者は年金以外に収入がなく生活が大変だ、生活費が奪われると、こういった表現をする心情がよくわかります。後期高齢者、国保についてはその後、国民と野党の厳しい批判によって政府は選択制に修正されました。政府は住民税の天引きについて、金融機関などに行く必要がなくなり、市町村においても事業の効率化が見込まれる。こういう説明をしております。高齢者の都合よりも役所の都合、こうした一方的な制度の押し付けを正当化しています。

天引きの導入は、政府が3分の2の条項を使った再議決を使って強行したものです。こうしたときに、日本共産党はしっかりと反対を貫きました。この法案の採決に民主党、社民党、国民新党は、残念ながら本会議を欠席、そして退席という態度で応じました。こうした、お年寄りにとっては大変不幸な決め方をされました。

今、答弁の中で、後期医療、国保と同様に各自の希望で普通徴収にできるという答弁がありました。この住民税についても同様のことができるというような情報や、あわせて市民への説明とか了承はどのようにしてきたのか伺います。

議長（平山 英君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（増田 徹君） 先ほど聞かれておりました年金の順序でございますけれども、まず初めに、国民年金法による老齢基礎年金が初めてございます。その後は旧国民年金法による老齢基礎または通算老齢年金、それから次に厚生年金保険法によります老齢年金、通算老齢年金または特例老

齢年金、次に旧船員保険法による老齢年金、または通算老齢年金、続きまして、5番目として、旧国家公務員の共済組合法等による退職年金、以下、6、7、8というような形で進んでいくところでございます。

それと、先ほど質問ありました、途中で変わった場合どうなるかということですが、途中で変わった場合につきましては普通徴収に変わるということでございます。ただ、ご質問の中にありましたように、あくまでもこの制度は年金に対する住民税ということでございますので、ほかの住民税を年金から引くということではありませんので、あくまでも年金の金額に対する住民税を年金から引くということでございます。

以上です。

議長（平山 英君） 10番、高久好一君。

10番（高久好一君） 市民への説明をどのようにしたかというのがちょっと抜けたかと思うんですが、後で答えていただきたいと思います。

ぜひ、市民への懇切丁寧な説明を要望して、この項の質問を終わります。

続いて、5番に入ります。

農業問題についてです。

経済危機の中、内需拡大が叫ばれているが、生産者米価が大幅な安値となり、これでは数年で米をつくる人がいなくなってしまうとの不安の声が広がっています。

米価安定のため、備蓄米14万トンの買い入れについて、国への要請を行う考えがあるかを伺います。

農地法の改正により、農地は耕作者のものという原則が壊され、外国資本の農地利用が原則自由化されました。当市のまちづくりと安心・安全な農産物を供給するという見地から考えを伺います。

以上、2点について伺うものです。

議長（平山 英君） 答弁を求めます。

市長。

市長（栗川 仁君） 10番、高久好一議員の市政一般質問、最後になりますけれども、5番目の農業問題について私から答弁をいたします。

の米価安定のため、備蓄米14万トンの買い入れを国へ要請する考えはあるのかについて、お答えをいたします。

平成21年度産米の概算金につきましては、九州の早場米など一部の銘柄で昨年より安目になっているものもあります。しかし、栃木県を初めほとんどの銘柄は昨年とほぼ同額であり、値上がりしている銘柄もございます。

政府備蓄米につきましては、現在、米備蓄量の適正水準とされております100万トンに14万トン少ない状況であります。備蓄米の買い入れにつきましては、国の本年度の作況指数や今後の自給状況を把握しながら適切に対応することとさせていただきますので、市といたしましては国に要請することは考えてございません。

次に、の農地法の改正により当市のまちづくりと安全・安心な農産物を供給する見地からの考え方について、お答えをいたします。

本年6月17日に成立しました農地法等の一部改正する法律は、農地転用の厳格化や一般企業の農業参入を規制緩和することが主な改正点でございます。国民に対する食糧の安定供給確保を目的といたしております。

現在、国内で生産されております農産物の多くは、農薬の使用量や頻度、生育管理、加工、流通など農業行動規範、生産履期などの基準をクリアすることで消費者の手元に届く仕組みとなっております。そのため、外国資本の企業が農業に参入しても、現行行われております基準に基づいて生

産することとなりますので、本市の総合計画に盛り込まれている安全・安心、安定した食づくりや安全・安心な農産物の供給には問題がないというふうに考えております。

以上でお答えとさせていただきます。

議長（平山 英君） 10番、高久好一君。

10番（高久好一君） 今、答弁がありました。米の価格は宮崎や千葉のほう、こういった早場米で下がっているところもあるが、値上がりしているところもある。そういうことからあわせて、備蓄米14万トン不足している。国の適正基準とする100万トンからそれだけ減っているということで、こういった質問を行いました。そうした中で、適切な需要供給の観点から、まだこういった要請を行う考えはないとのお話でした。

しかし、今、那須塩原市県北では農業産出額一番の額を生産しております。そうした中で、市が市長の施策で、農家への飼料や資材を資金を借用して購入した場合、利子を1%市が補給するという対策など、今農家の米の問題、そして農家すべてにかかわる農家は経済的にやっていける、そういう状況はかなり大変だというのが私の認識です。そうした中で、那須塩原市の利子補給制度ということであったかと思えます。

そういう中で、現在コンビニで売られている水がおよそ118円から120円、米が同じ量500ミリリッター79円という値段です。残念ながら、日本の米は水よりも安いという状況がずっと続いております。こうした中で外米が入ってくる。そして、量販店などでは、構造改革や規制緩和によって、米屋では絶対に売らない米が客寄せの安売り米として販売されております。この企画外の米、現在もそのまま売られております。

構造改革と規制緩和の中で、こういった規制が全くできないという答弁を以前にいただきました。

こうした規制の問題で、新しい考え方や規制する方法が新しくできたか、またはそういったことが可能なのか、そういうことの情報があつたら聞かせていただきたいと思います。

議長（平山 英君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（三森忠一君） ただいまのご質問ですが、そういった情報は把握しておりません。

以上でございます。

議長（平山 英君） 10番、高久好一君。

10番（高久好一君） 私のほうにも残念ながら入っていないので、こうした言い方をしました。

那須塩原市の農家の多くは、今、経済的にも後継者問題にも大きな問題を抱えながら、使命感を頼りに農業を営んでおります。そうした中で、番に入っていきたいと思ひます。

今度は、農地が外国資本や企業に原則自由化のもとで農地利用される、そういう法律ができました。私たちがここでいつも一番心配に思ひるのは、那須塩原市が直面している非常に大きな産廃という問題もあります。産廃を規制することに関しては、生活環境のほうでしたいと思ひますが、ここでは農地は農産物を生産するところ。安心・安全な食糧の生産を那須塩原の大地から、市はこういう現状を踏まえ、農業委員会の体制を強化する考えがあるか伺ひたいと思ひます。

議長（平山 英君） 答弁を求めます。

農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長（人見 順君） 今の質問でございますけれども、今回の農地改正等につきましてはまだ公布されておりませんし、最大限、12月半ばごろまでには施行されると思ひますけれども、現段階のところでは検討はしておりません。

以上です。

議長（平山 英君） 10番、高久好一君。

10番（高久好一君） 今の答弁のとおり、これからパブリック・コメントやガイドラインが公表されて、12月24日施行と、このように私も聞いております。新農地法は、農地の売買が規制されるものの、適正かつ効率的な利用で農業をするという形をとれば、一般株式会社でも、その他、その地域に住まない個人でも農地を借りることができます。

こういう農業を営む者にとって大変不利になる、こうした法律です。ぜひ、農家が安心して生産を続けられる、そういった農業政策を市のほうにお願いしたいと思ひます。

以上で質問を終わります。

議長（平山 英君） 総務部長。

総務部長（増田 徹君） 先ほどの4番目の質問の中で、年金から住民税の天引きの中で市民への周知ということで、答弁が漏れていましたのでお答えしたいと思ひます。

年金の天引きの制度については、2回ほど広報のほうで周知をしております。そのほか、申告時に10月から天引きが始まるというようなパンフレットを申告時に入れて送付しているということでございます。大変失礼いたしました。

議長（平山 英君） 以上で、10番、高久好一君の市政一般質問は終了いたしました。

櫻田 貴久 君

議長（平山 英君） 次に、1番、櫻田貴久君。

1番（櫻田貴久君） 議席番号1番、櫻田貴久です。市議員になりまして初めての一般質問をさせていただきます。

それでは、早速通告書に基づき質問に入らせていただきます。

1、商工会と商工業の振興策について。

100年に一度と言われる経済危機の中、中小企業に対して商工会の果たす役割と存在は非常に大きく、今後さらにきめ細やかなサービスと相談、指導力の発揮が期待されていると思います。また、黒磯駅前整備を初め市内商工業の振興には当局の支援、連携が不可欠と思われることから、以下について伺います。

商工会に対する補助金についての考え方並びに商工会の合併について、当局としての考えをお伺いします。

当局が期待する商工会の役割及び商工会とのかかわり方の現状と今後の方針を伺います。

黒磯駅前商店街の支援策について。これまでの取り組みと成果及び今後の計画を伺います。また、黒磯駅東口の駅前広場整備計画について、詳細を伺います。

商工業に関しての地産地消、市内需要拡大策と商工業の育成について、当局の考えを伺います。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

議長（平山 英君） 1番、櫻田貴久君の質問に対して答弁を求めます。

市長。

市長（栗川 仁君） 1番、櫻田貴久議員の市政一般質問にお答えをいたします。

1番の商工会と商工業の振興策についてということで4点ご質問がございますので、順次お答えをさせていただきます。

商工会に対する補助金並びに商工会の合併に対する市の考え方についてお答えをいたします。

商工会は、商工会法に基づきまして市町村における商工業の総合的な改善・発達を図るため組織として設置され、経営指導、相談、事業や講習会開催などの事業に加え、市の制度融資事業にも協力をしていただき、会員事業者の経営改善を行っ

ております。

このような商工会の事業は、本市の商工業の振興及び産業の発展に大きな役割を担っていただいておりますことから、市では運営費の一部を補助しておりますところでございます。

市内3商工会の合併につきましては、平成18年8月から合併に向けた協議が始まりましたが、昨年8月に西那須野商工会が合併を見合わせたいとのことで、現在黒磯及び塩原商工会で合併協議会を設置し、平成22年4月を目標に合併が進められておりますところでございます。

市といたしましては、商工会の機能強化と効率的な運営を図るためには、3商工会の合併が望ましいものと考えております。

次に、市の市が期待する商工会の役割及び商工会とのかかわり方の現状と今後の方針について、お答えをいたします。

商工会に期待する役割としては、経営改善普及事業を中心とした幅広い事業を展開することにより、会員事業者の経営改善を図り、事業の発展、ひいては地域の発展を目指すものと考えております。

市といたしましては、商工会がその役割を効果的に果たしていただくために、常に緊密な情報公開や連携をとっているところでございます。今後においても、社会経済状況の変化にも迅速に対応できるよう連携を強めていきたいと考えております。

次に、黒磯駅前商店街の支援策の取り組みと成果及び今後の計画についてお答えをいたします。

支援策の取り組みと経過につきましては、県の「わがまち自慢推進事業」を導入しまして、キャンドルナイトなどのソフト事業や活性化の拠点となるカワツタ家の修繕整備など、黒磯駅前活性化事業に対し支援を行っております。また、毎年夏

に黒磯駅前通りで行われる黒磯盆踊りに支援を行っております。

このような事業を実施したことで、6月に開催されたキャンドルナイトには約4,000人、8月の黒磯盆踊り大会には2日間で1万5,000人程度のにぎわいがございました。

今後の計画につきましては、整備したカワツタ家をアンテナショップとして活用するため、ふるさと雇用再生特別事業を導入して、地元農産物や工業製品などの紹介、販売を行うとともに情報発信を行う、中心市街地における農観商工連携活性化事業など、本格的に事業展開を開始していく予定でございます。

今後も商工会や駅前活性化委員会などと緊密に連携を図りながら、駅前活性化に取り組んでいきたいと考えております。

また、黒磯駅東口の駅前広場整備計画の詳細についてのご質問でございますが、昭和48年に都市計画黒磯駅東口駅前広場として2,820㎡の計画決定がなされており、平成16年度に民有地2,600㎡を買収し、暫定的に屋外駐輪場や駐車場として利用しておりますが、具体的な整備計画の策定は行っておりません。

次に、の商工業に関しての地産地消、市内利用拡大策と商工業の育成についてお答えをいたします。

現在、黒磯市において農観商工が連携して価値の高い商品を開発し地産地消につなげるとともに市外へも積極的に発信をして、産業の活性化を図る取り組みを始めたところでございます。また、市内の事業所におきましても独自に新商品を開発し、市内外で販路拡大を進めております。今後、商工会や関係団体と連携をし、商品開発や販路拡大を支援しながら、商工業の育成を図っていききたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（平山 英君） ここで10分間休憩といたします。

休憩 午後 2時05分

再開 午後 2時15分

議長（平山 英君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

発言の訂正

議長（平山 英君） 市長から発言があります。

市長。

市長（栗川 仁君） 先ほどの答弁の中で間違っ
て発言をしておりますので、訂正をお願いいたします。

の質問に対しまして、「現在市においては」と発言するところ黒磯市と申し上げたそう
でございますので、「市においては」に訂正をお願いいたします。

議長（平山 英君） 1番、櫻田貴久君。

1番（櫻田貴久君） それでは、順次再質問をさせていただきます。

それでは、商工会に対する補助金の考え方なんです
が、商工会への補助金の算出の根拠をお伺い
いたします。

議長（平山 英君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（三森忠一君） 商工会への補助金

でございますが、黒磯商工会の運営費補助金としまして1,350万、西那須野商工会に対しましては860万、塩原商工会に対しましては480万ということで、こういった補助金を出しております。

こういった補助金の目的でございますが、先ほど市長からも申し上げましたが、本市の商工業振興、産業の発展ということで、主に商工会の経営指導員と補助に対する職員の人件費及び指導事業費ということで補助している状況でございます。

以上でございます。

議長（平山 英君） 1番、櫻田貴久君。

1番（櫻田貴久君） 補助金の算出については理解をするところではありますが、私が入っています黒磯商工会については、前年度全国で4番目の会員数の加入率を誇っています。非常に商工会としても活気ある、また全国紙に黒磯商工会が載るぐらいの勢いで今頑張っていますので、3つの商工会のバランス等考えて、今後も補助金を絶え間なく続けていただけるようお願いしたいと思いません。

それでは、続きまして 番の合併についてですが、先ほど市長の答弁では3つが1つという理想だとお伺いをしましたが、8月19日に2つの商工会で商工会合併基本協定式調印書というのを済ませ、来年の4月1日から塩原町商工会と黒磯商工会で那須塩原商工会としての新しい商工会が発足することになっております。

今後の2つの商工会について、どのような支援をしていただくかお伺いしたいと思います。

議長（平山 英君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（三森忠一君） 商工会の合併につきましては、基本協定書調印式が8月19日に行われたわけでございますが、私もオブザーバーとして出席をしております。

今後商工会の合併が進むについて、この調印式の前の合併協議会のときにも市の補助というようなお話がありましたけれども、その後、合併協といいますが、商工会のほうから具体的なお話がまだ来ておりませんので、そのお話が来てからの対応になると考えております。

以上でございます。

議長（平山 英君） 1番、櫻田貴久君。

1番（櫻田貴久君） 今の答弁なのですが、今後2つの商工会を支援していただくと、もしくはバックアップをしていくというような理解でよろしいのでしょうか。

議長（平山 英君） 産業観光部長。

産業観光部長（三森忠一君） 市としての考え方は、あくまでも商工会の機能強化と効率的な運営のためには3商工会が一つになることが望ましいというお話を、市長のほうから答弁で申し上げました。

こういったことから、この2つの合併につきましての考え方でございますが、ただいま申し上げましたように、これからの合併を進めるに当たります2つの商工会が進めていくわけでございませぬけれども、こういったものに対しましては、先ほど申し上げましたように、実際に補助の要望とか出ておりませんので、そういった形のものが出た時点での検討という形で考えさせていただきたいと思いません。

議長（平山 英君） 1番、櫻田貴久君。

1番（櫻田貴久君） それでは、近い将来、恐らく2つの商工会からそういった意味の要請があると思いますが、その辺は速やかに検討していただけるという理解のもとでよろしいのでしょうか、お伺いします。

議長（平山 英君） 産業観光部長。

産業観光部長（三森忠一君） 先ほど来申し上げ

ていますように、そういった申し出があった時点で検討させていただくということでございます。ご理解をいただきたいと思えます。

議長（平山 英君） 1番、櫻田貴久君。

1番（櫻田貴久君） 心強い答弁をいただき、ありがとうございます。

2つの商工会の合併に市がバックアップをしていただけると、そういう理解のもとに次の質問に入らせていただきます。

先ほどから市長が言われていますように、商工会の役割とかかわり方、私としては、商工会の役割としては経営改善支援事業と地域振興事業の2本立てで、何とか100年に一度と言われるこういう厳しい状況の中、また、今現状の金融状況としては借り入れ事業者の中には税金滞納者が多くみられ、制度融資資金の条件から除外され借り入れができない事業所が多々あります。経営者責任ではあるが、好景気に多くの税金が課税され、資金繰りをよく考えなく未納している事業者には、今になり大きな負担となり年々膨れ上がってしまい、これが経営を圧迫している状態であります。

特に、法人税と消費税が非常に多く、また景気回復せず厳しい現状下で事業展開するものとしては、中小企業にとって必要なのは第一に運転資金でありまして、これは仕入れ資金や経費支払いの資金だけではなく、過去に利用した借入金の返済額もあります。

当面の間、これらの返済融資資金の長期凍結や期間延長等の策を国の制度にも取り入れていただきたい。何よりも景気回復を願いたいと思えますが、現状の貸し渋り、貸しはがし等の地元信金、地元組合、地方銀行の状況をどのような形で把握しているかお伺いいたします。

議長（平山 英君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（三森忠一君） 制度融資の関係につきましては、商工会のご協力を得まして昨年度におきましても15億ほど、377件の融資をしております。

今年度におきましても、昨年よりも件数がふえておりまして、7月までの金額でいきますと6億4,000万ほど、昨年比較で8,340万ほどの資金融資をしているところでございます。

さらに、昨年3月にはこういった資金についての借りかえ制度なども創設しまして、これはもちろん商工会の皆さんとも相談した結果創設したものでございます。そういった中で、商工業者の方の経営に対して幾らかでも手助けになればということをやっている形でございます。

そういった中で、貸しはがしというお話がありましたけれども、この辺についての状況は、市としては金融機関に対してそういうことがないような形での指導といたしますか、お願いしているところでございますけれども、実態については現状を把握しているわけではございません。

以上でございます。

議長（平山 英君） 1番、櫻田貴久君。

1番（櫻田貴久君） ただいまの部長の答弁で、私も存じておりますが、市の制度融資もかなり、那須塩原市においては充実をしていると理解しているところではあります。先ほども金融状況を説明した限りでは、中小零細企業、この地で商売をしていく上では非常に厳しい状況になっております。何とぞ、いま一度の努力をしてもらえようをお願いをしたいと思います。

それでは、3番の駅前商店街の支援策について質問を移らせていただきます。

市長には、黒磯の夏祭りアンドン盆踊りに参加いただき、誠にありがとうございました。盆踊りの反省会で、何が一番よかったかという市長のあ

いさつがよかったというアンケートもありました。雨の中、市長のあいさつには私もすごく感動いたしました。

駅活のメンバーの人たちの熱い思いが通じ、駅前商店街が活性しているように感じます。すばらしい元気な那須塩原の行政マンと駅活のメンバーの若い発想と行動力がマッチしたように感じます。まさに、官と民が一体になっている、今までに黒磯地区の商店街にはなかった新しい形の地域再生だと思います。

今後、このような駅前商店街をさらに支援していく当局の考えをお伺いします。

議長（平山 英君） 産業観光部長。

産業観光部長（三森忠一君） 駅前商店街に対するさらなる支援という形になるかと思いますが、カワツタ家というのが駅前商店街の活性化委員会の中において事務局的な場所として使っていると思います。このカワツタ家をアンテナショップとして活用するため、ふるさと雇用再生事業というものを導入しまして、地元農産物や工業製品などの紹介を行うアンテナショップ的な意味合いの中の、中心市街地における農観商工連携の活性化、こういった事業にも取り組んでいきたいと思えます。

既に、この事業につきましては商工会との業務委託契約を済ませまして、2人の方がカワツタ家の中で観光案内、さらにそういった地元産物のPRを現在もやっているところでございます。

こういった活動を通じまして、さらに駅前の活性化について支援をしていきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

議長（平山 英君） 1番、櫻田貴久君。

1番（櫻田貴久君） ただいまの丁寧なご答弁、ありがとうございました。

ただ、今、駅前の駅活のメンバーの人たちがキ

ャンドルナイト、もったいない市、そして商工会に関しては初市、夏祭りアンドン盆踊りという、ソフト面では駅前の商店街に及ぶ影響はかなり充実をしてきたと思います。今後、例えばアーケードの問題とか、そういったハード面でのさらなる飛躍するような事業計画があるかどうか、お伺いします。

議長（平山 英君） 答弁を求めます。

建設部長。

建設部長（田代哲夫君） ハード面の整備ということでご質問がありました。

ハード面といいますと都市計画道路、駅広ということになりますけれども、現在のところそういう計画には至っておりません。

議長（平山 英君） 1番、櫻田貴久君。

1番（櫻田貴久君） ただいま、建設部長の答弁にありましたが、何か駅前の活性のための、今までにはなかった若い人たちが一生懸命感動するような行動をしているところで、何か秘策となるような政策はありませんか、もう一度お伺いします。

議長（平山 英君） 建設部長。

建設部長（田代哲夫君） 駅前の活性化委員会ですいろいろお話をしているということは、委員会のメンバーのほうから逐次私のほうにも情報が入っております。ハード面につきましては、以前にも駅前停車場線につきましては県道ということで、県のほうで入っていただけるということで地元へ入りまして、それがだめになったという経過は議員さんもお存じだと思いますけれども、それらとあわせてハード面につきましては、やはり道路、駅前広場、それらと一体として整備することになりますので、県道部分については、その計画ができればそういう中で検討できるかなというふうに考えますけれども、現在その計画がまだそういう途上がないということで、ご理解いただければと

いうふうを考えます。

議長（平山 英君） 1番、櫻田貴久君。

1番（櫻田貴久君） 市長のマニフェストの中にも駅前活性化がありました。建設部長の答弁もわかります。しかし、市長、できれば駅前活性化の人たちがここまで成熟してきているわけですから、千載一遇のチャンスではありませんが、この何とか起爆剤として、恐らく黒磯の駅前が活性化しなければ黒磯の商工業の発展もなかなかないのかなとも思いますので、市長がどのように考えているか、また、にぎわい拠点の再生という位置づけで駅前を考えていいのか、その辺の考えをお伺いしたいと思います。

議長（平山 英君） 答弁を求めます。

市長。

市長（栗川 仁君） 駅前ににぎわいを取り戻したいという駅前の皆さんの熱意は十分ご理解しております。しかし、これまで私も市長になっただけではございませんで、それ以前に議員も務めておりました。そういう中で駅前のこれまでの状況等々につきましては十分理解をしておっております。

そういう中で、先ほど建設部長からも話がありましたように、以前、国庫補助まで内定したものが凍結という形で実施ができなかったという経緯がありました。これはなぜかと申しますと、地元の同意が得られなかったということでございます。

そういう意味で、当然地元の熱意は十分理解はするわけでございますけれども、やはり地元として一体感のある皆さん方の考えを示していただかないと、なかなか、これをやればこれで解決したんだというものにはなっていないだろうと思いますし、当然、市のやった結果がこうだったという話にもなってくるだろうというふうに、私は

思っております。

そういうものでございますので、単発的に何をやったらどうなるかという話ではなく、やはり駅前の皆さんが、どういう形で今後になぎわいを取り戻していくかという基本的な考え方をまずまとめていただきたいなというふうに、私は思っております。

今、若い皆さんが一生懸命昔のにぎわいを取り戻したいということで、さまざまなイベントを組んで実行し、それが実を結びつつあるというふうに私は認識をしております。そういう中で、当然これからの社会という中では、今高齢者人口がどんどんふえているという中で、一番さまざまところで自由に活動しておると申しますか、行動しているのが年寄りと申しますか、そういう年配者。

いろんな中で、観光するにしてもほとんどが平日動いているのを見ますと、若い働き盛りの人が観光で日中勤めを休んで歩いているというのは、なかなか今の状況では起きるはずがないのかなと思っておりますけれども、将来とも高齢者人口がふえていく中にありますと、当然年寄りをターゲットにするという考え、発想も生まれるわけでございます。

高齢者も、すみ分け社会ということでございまして、実は今年度の予算等にもお願いをしておるわけでございますけれども、まちなかサロンと申しますか、年寄りの過ごす場所も設置をしていきたいなということで進めておるところでもございます。

いずれにいたしましても、社会の状況等々踏まえながら、地域の皆さんの考えも十分尊重していきたいというふうには思っております。そういう意味で、今後とも地域の皆さんのご意見を十分配慮していきたいというふうに思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

議長（平山 英君） 1番、櫻田貴久君。

1番（櫻田貴久君） 答弁ありがとうございます。

つきましては、駅活の人たちの熱い行動力が認められたという解釈でよろしいのでしょうか、お伺いします。

議長（平山 英君） 答弁を求めます。

市長。

市長（栗川 仁君） 認めるとか認めないとかいう話ではないというふうに私は思っております。本当に若い方々が、そういう意気込みで今後の黒磯駅前の活性化を図っていくという考え方については私も同じ考えで、今後ともそういう中でさらに皆さんが一致団結していただければというふうに思っております。

以上です。

議長（平山 英君） 1番、櫻田貴久君。

1番（櫻田貴久君） 了解しました。

それでは、私が住んでいます駅東口の駅前広場整備について詳細をお伺いしたいと思います。駅バリエで黒磯駅に1億3,000万の予算がついて、エレベーターが3基できると聞いていますが、先ほどの答弁には駅東口の広場整備はあくまでも広場なんだと、都市整備計画にも道路がつながりますよという程度でありましたが、那須塩原市内の3つの駅を見渡す限り、非常に黒磯駅の東口が寂しい。また、利便性を考えると、あの連絡橋等を上っていく上では車で西口のほうに行ったほうがいいんじゃないかというようなご意見も聞きますが、高校生と通勤客しか今は使っていませんが、将来、この東口に計画の予定はないとは言われましたが、まるきりないのかどうか、その辺をお伺いしたいと思います。

議長（平山 英君） 答弁を求めます。

建設部長。

建設部長（田代哲夫君） 黒磯駅につきましては、東口、西口という駅前広場がございます。議員さんおっしゃいましたように、東西の連絡橋がそれを結んでいるということで、先ほど市長が答弁しましたように、駅前広場2,820㎡、計画決定されておりまして、そのうち民有地2,600㎡、これにつきましては県外地権者の買い取り要求がありまして、それで買収したということで、市のものになっております。

現在のところ、先ほども言いましたように黒磯駅全体としての整備計画を立てて今後整備をするという形で、東側だけというわけにはいきませんので、西側と東側の駅前広場、それと東西連絡橋、このあり方についても含めて、整備する場合にはその中ですべて行うということではないと、現状でいくと、東西連絡橋につきましては在来線と新幹線の部分で、どうしてもああいう形以外はできないということで現在の形になっておりますので、それらを含めて一体となって整備をする形になりますので、現在のところは計画がないということでご了解いただければというふうに考えます。

議長（平山 英君） 1番、櫻田貴久君。

1番（櫻田貴久君） 建設部長の答弁もわかりませんが、駅前活性化のためには西口、東口も忘れずにということで、今後前向きに考えていただければと思います。

連絡橋は、恐らく市道の扱いになっていると聞きましたが、将来的にはエレベーター等もつけてもらいながら、西口と東口が分け隔てなく行けるような、そして利便性を多く望むようなことが、線路の東側に住んでいる私たち住民の願いだと思います。何とかその辺も、私の在職期間中にできればと思いますが、精いっぱい努力していただければと思います。

それでは、続きまして4番のことにして質問

をさせていただきます。

合併5年に向かい、商工業に関しての地産地消、内需拡大のための商工業者が何か元気になるような、また市民の消費意欲が盛んになるような計画があればお伺いしたいと思います。

議長（平山 英君） 産業観光部長。

産業観光部長（三森忠一君） 元気になるような施策というお話でございますが、市では今、農工商の異業種間の連携という形で、本市のすぐれた資源であります農畜産物や温泉などの観光資源、さらに商工業の人材、技術など相互に連携交流することによって地産地消の拡大、さらに付加価値のある商品開発、地域資源のブランド化など一層の地域活性化を図るというために、現在産業観光部内ですけれども、組織づくりに向けた検討を行っているという状況でございます。

今年度中にはその組織を一応立ち上げる予定でございます。来年度から、できるものからそういった事業に取り組んでいくという形でございますので、そういったものを通じて活性化につなげていきたいと思っております。

議長（平山 英君） 1番、櫻田貴久君。

1番（櫻田貴久君） 本州で生乳の生産が一番だということは大分前から聞いていますが、1つ例に挙げますと、今セブンイレブンさんで那須だいなすき牛乳を使ったシュークリーム、メロンパン、杏仁豆腐などが出されていることを、産業部長、ご存じでしょうか。

議長（平山 英君） 産業観光部長。

産業観光部長（三森忠一君） セブンイレブンで発売されましたムースシューにつきましては、小さいラベルが張ってあったかと思っておりますけれども、畜産振興会でラベルを作成しまして、本州の生乳日本一というのをPRしたところでございます。

8万個ぐらい売れたということで、セブンイレブ

ンから報告をいただいております。

以上でございます。

議長（平山 英君） 1番、櫻田貴久君。

1番（櫻田貴久君） 非常にすばらしい、今までにはなかったような成功事例だと思いますが、いかにせん、これが地域限定から全国発信していただけるような当局としてのお考えはあるのかお聞きいたします。

議長（平山 英君） 産業観光部長。

産業観光部長（三森忠一君） セブンイレブンのほうには、栃木県限定という形でありましたので、さらに地域を拡大していただけるように要望はしているところでございます。

以上でございます。

議長（平山 英君） 1番、櫻田貴久君。

1番（櫻田貴久君） ぜひ、那須塩原市をブランド化する意味ではチャンスだと思いますので、当局としても積極的なかわりをお願いしたいと思います。

もう一つお伺いしたいんですが、8万個売れたということでしたが、評判はどのようなことだったかお伺いしたいと思います。

議長（平山 英君） 産業観光部長。

産業観光部長（三森忠一君） 私も食べてみました。余り甘いものは食べないんですけれども、安い価格での販売でしたので、8万個売れたという実績を考えれば評判はよかったのではないかと考えます。

以上でございます。

議長（平山 英君） 1番、櫻田貴久君。

1番（櫻田貴久君） それでは、市長にお伺いしたいんですが、市長もシュークリームを食べましたか。その辺をお伺いしたいと思います。

議長（平山 英君） 市長。

市長（栗川 仁君） 食べておりません。

議長（平山 英君） 1番、櫻田貴久君。

1番（櫻田貴久君） それでは、近日中にプレゼンテーションをしたいと思ひまして、この項の質問を終了させていただきます。

続きまして、2、観光行政と観光振興策について。

本年3月、黒磯板室インターチェンジが開通し、本市の観光業振興にとり大きな期待となっています。板室温泉、塩原温泉に那須ガーデンアウトレットという新たな観光資源を加え、本市の観光行政は市内外から注目されていると同時に、板室・塩原・那須という3つの温泉観光地の玄関口であり、観光客に対する目的地までの速やかな案内は本市の重要な責務であると思うから、以下についてお伺いします。

観光協会助成金についての考え方並びに観光協会の合併について、当局の考えを伺います。

当局が期待する観光協会の役割及び観光協会とのかかわり方の現状と今後の方針を伺います。

黒磯板室インターチェンジ開通に伴う観光客入れ込み数の変化について、前年度対比での増減を伺います。

那須ガーデンアウトレットのオープンから1年を経過し、経済効果の分析並びに当該施設にかかわる本市税収についての試算を伺います。

観光地、観光施設へのガイドや案内板の設置状況、案内の動線について、当局の取り組みと考えを伺います。また、観光客の誘客に当たり当局のホスピタリティー精神に基づく取り組みについて、伺います。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

議長（平山 英君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（三森忠一君） それでは、観光行政と観光振興策について、 から順にお答えいた

します。

まず初めに、観光協会に対する補助金並びに観光協会の合併に対する市の考え方についてお答えします。

那須塩原市には現在3つの観光協会がありますが、各観光協会はそれぞれに地域の特性を持ちながら観光関係団体の指導育成や観光地等の紹介、宣伝及び観光客の誘客拡大を図るための事業を展開しております。

このような観光協会の活動は、市の観光振興及び産業の発展に大きく寄与していることから、市は運営費の一部について補助しているものでございます。

また、観光協会の合併につきましては、平成16年7月から3協会と観光協会のあり方について検討し、平成18年11月に那須塩原観光協会懇話会を設置し、各観光協会の現状と今後のあり方等について検討し、情報交換を行っているところで。

市といたしましては、3協会の合併に向け協力していきたいと考えております。

次に、でございますが、市が期待する観光協会の役割及び観光協会とのかかわり方の現状と今後の方針についてお答えします。

観光協会は、宿泊や飲食、土産品販売等の事業主が数多く加盟する観光振興組織です。このため、観光協会にはイベントやキャンペーンなどの観光PRや誘客に対する施策を展開していただいておりますが、さらに積極的に展開していただくとともに、民間のノウハウを生かした独自の誘客事業なども行っていただくことを期待しているところでございます。

観光協会とのかかわり方の現状につきましては、観光振興に向けて市は協会と一体となってキャンペーンを展開したり、イベントへ参加協力などして、緊密に連携を図りながら事業を進めておりま

す。

今後は、那須ガーデンアウトレットなどの新しい観光資源や黒磯板室インターチェンジの開通による交通アクセスの向上などを生かし、より一層観光協会と連携を深めながら、入り込み客の増加や宿泊客の増加につなげていきたいと考えております。

次に、 黒磯板室インターチェンジ開通に伴う観光客入り込み数の変化について、前年度対比での増減についてお答えします。

入り込み客数については、毎年1月に宿泊施設、観光施設等の入り込み数を調査し、次年度に公表しているため、現時点では把握できておりません。

次に、 那須ガーデンアウトレットオープンから1年を経過したことによる経済効果と当該施設にかかわる本市税収についてお答えいたします。

アウトレットは、昨年7月17日のオープンから本年7月末まで532万人の入り込み数があることから、市内の飲食業やその他サービス業者への経済効果はあったものと考えられますが、細かい経済効果の分析は行っておりません。また、アウトレットに関する市税は、平成21年度法人市民税と固定資産税で6,000万円程度になると見込んでおります。

次に、 観光地、観光施設へのガイド、案内板の設置状況、案内の導線についての取り組みと考え方についてお答えします。

観光地、観光施設への案内板等の設置状況ですが、黒磯板室インターチェンジから板室温泉への道路案内標識は、主な交差点6カ所に設置されているところから、ほぼ確保されているものと考えております。案内導線につきましては、大田原高林線が屋外広告物条例で、主要地方道矢板那須線はとちぎふるさと街道景観条例で広告看板が規制されているため、担当部局等とも調整しながら研

究していきたいと考えております。

次に、観光客の誘客に当たり本市のホスピタリティー精神に基づく取り組みについてお答えします。

ホスピタリティー（おもてなし）向上の取り組みにつきましては、これまで市内の各観光協会は観光事業者を対象として研修会、講習会などを行ってきております。また、本年8月には県及び市、観光協会などで構成する観光ホスピタリティーの向上を目的としたとちぎ観光ホスピタリティー推進会議を立ち上げております。

本市といたしましても、観光ホスピタリティーは観光誘客に不可欠であると認識しておりますので、これまでの取り組みに加え、新たな事業にも積極的に参加するなどして、より一層のホスピタリティーの向上に務めていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（平山 英君） 1番、櫻田貴久君。

1番（櫻田貴久君） それでは、順次再質問させていただきます。

まず 1番の項目であります。観光協会の補助金のバランスについて、また、観光協会の補助金の算出の根拠についてお伺いします。

議長（平山 英君） 産業観光部長。

産業観光部長（三森忠一君） 観光協会に対する補助につきましては、商工会のときにも申し上げましたように、黒磯観光協会に360万円、西那須野観光協会に131万6,000円、塩原温泉観光協会に3,000万円ということで補助を出しておるところでございます。

こういった補助につきましては、それぞれの観光協会の事業等に対する宣伝事業、あるいは物産の研究PRとか、そういったものに対しましての事業に伴う運営費補助ということで補助を出して

いるものでございまして、それぞれの根拠につきましては合併前からの補助になりますけれども、合併前の市町におきまして、こういった補助の必要性をかんがみて決定されてきたものと考えております。

以上でございます。

議長（平山 英君） 1番、櫻田貴久君。

1番（櫻田貴久君） 今、部長のほうから答弁がありました。普通の人で聞くと3つの観光協会に対しての補助金のバランスが、微妙にけたが違うなというような感じがすると思いますが、そのところは合併以前からということで納得はするんでありますが、今後、今話題になっております補助金等の見直し等でどのような考えがあるのか、またはどのような形で考えているかというバランスも少し聞きたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（平山 英君） 産業観光部長。

産業観光部長（三森忠一君） これら商工会もそうでございますが、観光協会に対する補助金につきましては、平成21年度から23年の3年間で補助金の見直しがされるということでございます。公平性とかそういったものの要件について客観的に第三者を入れての評価がされるということでございますので、そういった結果に基づくものと思っておりますし、観光協会のそういった金額の差はありますけれども、補助金に占める割合といたしましては大体40%から60%ということで、補助金の多いところは予算額もそれなりに大きいということでご理解をいただければと思います。

議長（平山 英君） 1番、櫻田貴久君。

1番（櫻田貴久君） 了解いたしました。

3つの観光協会も一生懸命観光業務に携わっていると思いますので、どうか補助金を減らさず、頑張ってもらおうような、叱咤激励ができるような

指導をしてもらえればと思います。

また、合併には那須塩原観光協会懇話会が立ち上がったと聞いていますが、今の進捗状況はどの辺なのかお聞きしたいと思います。

議長（平山 英君） 産業観光部長。

産業観光部長（三森忠一君） 観光協会の合併につきましては、市としましてはオブザーバー的な意味合いでの会議への出席という形でございますが、先ほど申し上げましたように18年11月に観光協会の懇話会ということで、現状でお話ししますと観光協会の今後のあり方とか合併後のあり方、さらにそういったものの検討と情報交換を行っているということで私は把握しております。

以上でございます。

議長（平山 英君） 1番、櫻田貴久君。

1番（櫻田貴久君） ただいま部長の答弁も理解しているところではあります。今後合併に関しては市が支援するというようなことなのか、もしくはどのような考えなのか、もう少しわかりやすくお願いしたいと思います。

議長（平山 英君） 産業観光部長。

産業観光部長（三森忠一君） 合併に関しての支援ということでお尋ねでございますが、先ほど答弁いたしましたように、3協会の合併に向けて協力していくということでお話をしたところでございます。こういった方向で今後も考えていきたいと思っております。

議長（平山 英君） 1番、櫻田貴久君。

1番（櫻田貴久君） 合併には、今後支援していくというような理解のもとでよろしいのかなと思って理解をしております。

それでは、番の問題ですが、部長が答弁したように、今後も積極的に観光協会とはかわり、コミュニケーションを密に行っていただければと思います。

の黒磯板室インターチェンジに伴うということにつきましては、市長のマニフェストのナンバー4にもあります、インターチェンジの開通が夢を持って働けるまちづくりの一環として大きな役割を果たしたという思いがありますが、そのようなところを、市長、どのように考えているかお伺いします。

議長（平山 英君） 市長。

市長（栗川 仁君） 黒磯板室インターの完成によりまして、私は市の地理的条件と申しますか、そういう面では大いに改善がされたというふうに思っています。そういう中では、地域の活性化が図れるものというふうに期待をしておりました。この効果がどこまで出てきたかということになりますと、まだまだ検証する状況にはないのかなというふうに思っております。

そういう意味では、このインターチェンジをいかに活用していくかということにもなるわけでございまして、今一番お話に出ておりますのは、那須ガーデンアウトレットのお話でございます。ここに集客されている数字につきましては、先ほど1年間で532万人が来られたという話でございます。

内容等、私も一般市民的な中から伺っておるところでございますけれども、必ずしも、来られた方が当市においてそれだけの経済効果をもたらしておるかということになりますと、なかなかそういう形に結びついていないというのが現状でございます。

と申し上げますのは、例えば、観光地、那須とか塩原とか、そういう泊まりに来た方は帰りに寄るという形で、アウトレットのほうに寄ってはいくそうでございます。逆に、直接アウトレットに買い物に来た客は、観光地には回らないという状況があるというような話も伺っております。高速

をおりて買い物に来た人は、買い物が終わったら真っすぐまた高速で、どこへ行くかはわかりませんけれども、そういう状況下にあるというような話も聞いております。

そういう意味ではまだまだ、せっかく那須塩原に来てもらっておられるお客さんでございますので、本市のさまざまなものをPRしながら進めていかなければならない部分もあるのかなと認識をするところでございます。

ただ、話の中でございますので申し添えますけれども、実はあそこに来た方は車で来てご飯を食べるところがないという話でございます。そういうことになると、あそこの中で2時間、3時間待ってご飯を食べている人というのは、お腹がすいてくれば表へ出るということで、土日の中で食堂と申しますか、食品店と申しますか、そういう部分では、特にインターの一方で自分の店を出していく店なんかは、結構利用されておるとい、これは直接食堂へ行って聞いた話ではございません。そこにものを納めている業者さんが、随分使うんですねと言ったら、これはアウトレットへ来た人たちが寄るんで店の状況がそういうふうに変わっていますよという話は聞かされておりますので、決して経済効果がまるきりないということではございませんけれども、せっかくこちらへ来られる方々に少しでも那須塩原市内で滞留をしていただいて、それがこの地域の活性化に結びつけていければと思っております。

そういう意味では、観光と申し上げましても、私は温泉地だけが今の観光ではないというふうに思っております。平場の観光、特に年寄りになりますと歩いてあちらこちらを見たり、さまざまな考え方で自分の目的を選ぶ方が多様化しているというのも十分承知をいたしております。

そういう意味では、文化的な歴史的なものを見

ながら観光と申しますか、そういうもので観光として見て歩くという方々もおりますので、十分総合的な判断の中で今後は当然考えていかなければならないというふうに認識をいたしております。

そういうことで、今後とも行政としてもそういう点をにらみながら、今後市の発展に結びつけていければというふうに考えております。ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

議長（平山 英君） 質問の途中ですが、ここで10分間休憩といたします。

休憩 午後 3時04分

再開 午後 3時14分

議長（平山 英君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

1番、櫻田貴久君。

1番（櫻田貴久君） 番、番の答弁に対しては理解をいたしました。

続きまして、の再質問に入りたいと思います。

いろんな景観条例に伴い広告板が規制されているのはわかりますが、どのような形で創意工夫して看板を立てる取り組みについて伺います。

議長（平山 英君） 建設部長。

建設部長（田代哲夫君） 先ほど産業部長がお答えしましたように、大田原高林線、矢板那須線につきましてはそれぞれ条例がありまして、広告物については自己用という、自分の土地があれば自分の土地のところに看板は立てられる、それ以外はだめですよという禁止区域になっています。道路から両側500mが禁止区域ということになっておりますので、公共が立てる場合においても同じ制限になりますので、現在のところご質問の誘導看板については難しいというふうに考えておりま

す。

議長（平山 英君） 1番、櫻田貴久君。

1番（櫻田貴久君） 今の建設部長の答弁ではございますが、その辺も景観条例に伴って規制、いろんな部分はわかりますが、何とか創意工夫して建設部長のセンスと工夫で何とか、訪れる観光客にいい形で案内ができればというふうに要望しますので、お願いしたいと思います。

また、お客さんの誘客に対してのホスピタリティー精神、部長のほうからも答弁をいただきましたが、現在板室温泉では若い人たちが森林セラピストの資格を取ったりですとか、6月議会においては人見議員が質問しましたように木の保育園地、またオオバヤナギの整備等も一日も早く整備をしていただきたいという要望をしまして、この項の質問は終了させていただきます。

それでは、続きまして3、くろいそ運動場野球場の整備について。

平成19年10月にくろいそ運動場野球場の整備を求める陳情書が提出され、翌年3月定例会において趣旨採択となっています。当該野球場は、年齢を問わず市内の野球愛好者にとって、また、将来の夢に向かい才能を磨く子どもたちにとっても大切な施設であると思われれます。スポーツの振興を掲げ、那須塩原市スポーツ振興基本計画も策定されたことから、当該野球場の整備計画について伺います。

陳情請願採択後の取り組みを伺います。

県内の他市における硬式野球大会が開催可能な野球場の設置状況を伺います。

ラバーフェンスの早急な設置を求めます。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

議長（平山 英君） 教育部長。

教育部長（松本睦夫君） それでは、くろいそ運動場野球場の整備についての質問にお答えいたし

ます。とあわせてお答えいたします。

平成19年10月にくろいそ運動場野球場整備についての陳情がありまして、平成20年3月議会で趣旨採択されております。今後の整備につきましては、のラバーフェンスの設置も含めまして、9月8日齋藤寿一議員にお答えをしたとおりでございます。

の県内の他市における硬式野球大会が開催可能な野球場の設置状況であります。県内の高校野球大会を硬式野球で開催している野球場といたしましては、宇都宮市内に3カ所、小山市内に1カ所など、7市で9カ所でございます。

以上であります。

議長（平山 英君） 1番、櫻田貴久君。

1番（櫻田貴久君） それでは、再質問させていただきます。

一昨日、齋藤議員が同様の質問をしておりますが、その折に答弁したとおりということですが、一括して何点が再質問させていただきたいと思っております。

まず、陳情書採択後の取り組みということで伺いたいと思っておりますが、陳情書採択当時、所管で携わった先輩議員方に話を伺ったところ、このほど策定されたスポーツ振興基本計画の中で本件についての結論、方向性を示していきたいとの見解が示されていたということでしたが、このほどスポーツ振興基本計画に具体的に明記されなかった理由と、また、当時の見解が変更となった検討過程、経緯をお伺いしたいと思います。

議長（平山 英君） 教育部長。

教育部長（松本睦男君） 過去の常任委員会でのやりとりでありますけれども、今回、ことし3月に市のスポーツ振興基本計画を策定いたしました。そこに網羅されていないというご指摘でございますが、基本計画はあくまでも基本方針ということ

で、具体的なものは載せておりません。

以上です。

議長（平山 英君） 1番、櫻田貴久君。

1番（櫻田貴久君） 本来、今回のスポーツ振興基本計画に示されるはずだった本件に対する対応が、過日齋藤議員への答弁によれば、さらに今後のいろいろな計画の中で検討を提示していくということでありましたが、その計画の名称と内容及び策定スケジュール、いつ、だれが、どのようにするのかということをお伺いしたいと思います。

議長（平山 英君） 教育部長。

教育部長（松本睦男君） 策定につきましては件でありますけれども、一昨日申し上げましたとおり、議員ご承知のとおり、合併によりましてそれぞれのスポーツ施設が点在と申しますか、そういう状況にあるということから、やはりそれぞれのスポーツの種目に対する拠点づくりというか、そういったものをまず定めなければならないということで、それぞれの社会体育施設のあり方をできるだけ早くまとめると、いわゆるそういった基礎的なものがない中で進めていきますと、結果的に手戻りというふうなこともありますので、まずはそれをできるだけ早く定めるということで、その定めるに当たっては、過日申し上げましたとおり特に市の体育協会初め関係団体のご意見を伺って、まとめてまいりたいということで考えております。

議長（平山 英君） 1番、櫻田貴久君。

1番（櫻田貴久君） 今の教育部長の答弁ですが、昨日の齋藤議員の中にも、1つには財政上の問題、2つには那須塩原市の社会体育施設のあり方という大きな2つの論点を持って今後の計画で検討していくということでありましたが、このことについても私も十分理解をしているつもりであります。

それはなぜかということ、私も総合グラウンドで

プレーをする一プレーヤーとして、一方で施設の安全対策は非常に大切である、その見解も当然示されておりましたが、教育部長は存じ上げているかどうかわかりませんが、私が中学校3年のときに、あそこに法政大学と日立製作所が来て、球場開きをやったと思います。恐らく、今思えば、私が中学校3年のときですから、30数年前、そういう形で球場開きがあって、なおかつ、その後何ら整備がされていない。

確かに、齋藤議員の答弁でもありましたが、照明の4基は立ちましたが、あの当時から比べると、私も成人しまして現君島副市長でありますとか、高藤企画部長、田代建設部長とはあそこで野球の試合をした経緯があります。その当時は、存じ上げておると思いますが、ナガセのケンコーL球というボールで、例えば高藤部長がピッチャーで投げると外野はセカンドの後ろ、ショートの後ろで非常に飛ばないボールを使っていました。

それは、高藤さんのボールがすごかったという見解じゃなくてボールが飛ばなかった。高藤さんが悪いピッチャーだと言っているわけじゃないです。野球としての本来の楽しみ方、教育部長は知っているかどうかわかりませんが、その当時から比べると軟式野球に対しては2度ほどボールが変わっています。非常に高反発なボールです。当時18歳のころ、あその球場で野球をやって、ホームランなんかが出たのは1回も見たことありません。しかし、今そういったボールと、もしくはピヨンドバットというんですけれども、非常に高反発の道具ができていました。

そして、そういったものが出てきているにもかかわらず、結局当時はあのグラウンド、ご存じだと思うんですけれども、ホームベースからバックネットまで公式球場は18mと聞いています。くらいその運動場野球場に関しては22m、答弁書にも

出ていたように、齋藤議員が言ったように両翼センターという形の広さの提示もありましたが、例えば小学生がプレーをしていてパスボールをするとした場合に、セカンドランナーがホームまで来る。果たして、これ野球でしょうかね。

非常に、指導者たちもその辺は嘆いておりますが、なぜあのような球場にしたのかは、当時の方じゃないとわからないと思いますが、そういった意味での社会体育施設のあり方という点において、市民のニーズ、将来ビジョン、または適正規格、配置、そういう財政的な部分で見てどうしても、教育部長が言ったように、私は安全性を考えると。

確かに、安全性についての緊急性、もちろん財政問題もわかりますが、安全性に対しては、齋藤議員も言ったようにラバーが必要なんだと。本来ですと、あそこで高校野球の試合はできないと聞いています。ただ、高野連とそういった打ち合わせ、あとは地域の指導者、保護者たちの熱い思いで現在はやられていると聞いています。

しかし、プレーをする人間にとって安全性、ぼくらのころというのは、正直な話ウエイトトレーニングもちょっとしたものしかありませんでした。しかし、今の高校野球、テレビで見てもわかると思うんですが、甲子園スタンドというのはラッキースタンドがなくなりましたよね。それでもなおかつホームランが出ると。今回の夏の大会でも、激突したシーンとかそういうのを見ると、どうしてこの地でそういう危険な中で野球をやっているのかと。確かに、ぼくたちの時代はあそこまでは追っていけなかったですよ。ただ、今はそういう道具と選手のレベルもアップしていますので、非常に危険な状態になっていると思います。

そこで、前からも言いますように、論点が安全性という部分での緊急性の安全性と、教育部長が言っている部分では多少なりとも見解のずれはあ

ると思いますが、これも耐震事業の小学校とかと一緒にのレベルではないかと思うんですが、その辺を伺いたいと思います。

議長（平山 英君） 教育部長。

教育部長（松本睦男君） ただいまのご質問にお答えいたします。

ただいまお話がありましたとおり、くろいそ運動場は昭和50年に設置しております。その間、ボールの件、バットの件、それぞれ道具についての変遷と申しますか、随分変わってきているということで、ホームベースのお話もありましたが、先ほど来申し上げておりますとおり、まずはその施設の位置づけ、これをまずどうするかということが最初の基本であります。

そういった中で、学校の耐震工事と同じではないかというふうなことでありますけれども、安全性については過日の齋藤議員にも答弁申し上げたとおり、私も非常にそれは認識しております。いずれにいたしましても、財政事情もございまして、今後のあり方を求めた結果、十分に検討を加えまして、今後の計画の中で運動場については検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（平山 英君） 1番、櫻田貴久君。

1番（櫻田貴久君） ただいま、教育部長の答弁にありましたが、安全性という部分では私も教育部長も一致していると思いますが、緊急性という部分での理解が少し私と教育部長ではずれているのかなという気はしています。

ことを返せば、私も黒磯高校の野球部の出身であります。たまたま後輩が甲子園に行ってから、はや30年の月日がたちました。スポーツというのは、確かに地域振興とか地域活性化には十二分寄与することだと思っています。昨日齋藤議員が言ったように、那須野ヶ原ボーイズと大田原ボー-

イズもできましたが、プロ野球をめざす選手、もしくは高い志を持って硬式野球をやっている選手たちの思いが、一つも満たされていないと。

幸いにして、ことしの常総学園のピッチャーは西那須野出身ですよというような話を聞きましたが、確かに市民にとってはプラスにはなっている誇りかもしれませんが、プレーヤーたちにとっては、何でそんなにいい選手が出ていっちゃうのだということを考えれば、緊急性を前向きに考えていただきたいと思います。

当時、黒磯高校が甲子園に出たときのメンバー配置、黒磯中学校出身、高林中出身、那須東陽中出身、高久中出身、川西中出身、三島中出身、なおかつ監督も黒磯高校野球部のOBでした。今思い返せば夢のようなことかもしれませんが、あの当時の30年前を思い出していただければ、あんなに旧黒磯が盛り上がり、ましてや東野バスの大阪へ行くバスがなくなったと、そんなようなこともありました。

夢をもう一度ではありませんが、そういう夢をかなえるためにも、この緊急性という部分で、部長、答弁をお願いしたいと思います。

議長（平山 英君） 教育部長。

教育部長（松本睦男君） ただいま、緊急性という部分についての件でありますけれども、今回本市のスポーツ振興基本計画におきまして、スポーツ振興の基本的な考え方の中でもスポーツを楽しめる環境づくりということを掲げております。

その中で、一市民、週に1回以上はスポーツを実施してもらおう。その実施率をぜひ50%を目指したいというふうなことを掲げております。そういった中で、スポーツ施設につきましては野球のみならず、またハード部分のみならず、これからのスポーツ施設の環境づくりは非常に重要であると、このように認識しております。

そういうことではありますが、この緊急性につきましてはまずは、繰り返しになりますが基本となるもの、これをまず取りまとめをしたいということとであります。

以上です。

議長（平山 英君） 1番、櫻田貴久君。

1番（櫻田貴久君） 緊急性という立場から言えば、昨日齋藤議員も質問したように、もうほかのグラウンドではラバーは1回目はやって、2回目はもう改修になっていますよと。さっきも言ったように、江川卓が投げてから数十年たった黒磯の野球場に関しては、財政上の面からという理由だけでその安全性がどうなのか。

さっきも言いましたように、安全性と緊急性、非常に相離れていると思いますが、もう安全性を保ってあそこのグラウンドでやるのにはラバーフェンスはもう急務なんですと、とりあえずはラバーフェンスを張って試合ができるようにというようお願いは陳情書等でも出ていると思うんですが。

緊急性の部分を何とかもっと前向きに考えてもらって、今回互助会でソフトボールを執行部の人たちとやるわけですが、その場所が幸いにして総合グラウンドになっています。ぜひ、私の危険なプレーを見せて教育部長にアピールするには、ちょっとこの体ですからフェンスまではいかないとは思いますが、どうか教育部長も足を運んで、緊急性を、一緒に分かち合うというもおかしな話ではありますが、何とかご理解をいただいて、確かに莫大な費用を要する学校の耐震策という部分では同じだと思いますが、将来を担う子どもたちの命と財政上の理由は相殺できない問題であるということから、何とか国を挙げて取り組んでいる事業だと思えます。

しかし、この那須塩原市においては、何回も言

いますように30数年来あの危険なところで、当時僕とか高藤さんとか田代さんがやっていたときのレベルのグラウンドではよかったかもしれませんが、今は本当に大変なことになっていますという現状を理解していただき、本当に安全対策で、まずはラバーフェンスの早期設置に向け検討をしてもらうようお願い、要望を申し上げますが、松本部長、その辺をもう一度伺いたいと思います。

議長（平山 英君） 教育部長。

教育部長（松本睦男君） 過日の陳情の内容でありますけれども、ご指摘のラバーフェンス、またグラウンドの広さ、防球ネット、観客席、応援席というふうな設備の要望ということとあります。

先ほど来申し上げておりますとおり、まず基本を固めるということで、セットで実施を考えていきたいというふうなことで、これは当然財政事情もありますから、教育サイドでセットでということでも結果的にどうなるかわかりませんが、できれば総合計画の後期計画の中でその辺を盛り込んで、検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（平山 英君） 1番、櫻田貴久君。

1番（櫻田貴久君） 教育部長のセットでという答弁をいただきましたが、ラバーフェンスをつくってくればまず高校野球はできるんですよという認識を、もう一回その辺のところをお伺いしたいと思いますが、これは本当に野球をやっているプレーヤーたち、今までは、僕も市議員になった理由として、一プレーヤーとしてあそこの思いを話したくなったわけですが、先輩議員たちが幾ら質問してもなかなか事が進まない。中に入ってみると、いろんなそういう計画どうのこうのがあってなかなか進まないんだと、財政上もいろいろ

る厳しいというような話が上がっていますが、何回も言うように、安全性と緊急性を加味しながら、できればスポーツの振興計画に、セットでいつできるかわかりませんが、なるべくこのラバーフェンスから優先順位をつければ、まずはやらせてやりたいと。

さっきも言ったように、せっかく甲子園に行った高校のあるこの地域ですから、何とか野球に關しての思い入れもご理解いただき、次の質問に入らせていただきます。

番の10万都市で硬式野球の開催ができる球場がないのは那須塩原市だけなんです、その辺をどのように考えているか、お伺いします。

議長（平山 英君） 教育部長。

教育部長（松本睦男君） 施設の規模の件でありますけれども、先ほど答弁申し上げました県内におきましては9カ所ということですが、その中でも両翼の距離において、議員ご指摘のとおり90mというのは、他とくらべて一番短いという状況は認識しております。

これにつきましても、先ほど来申し上げているとおりでございます。

議長（平山 英君） 1番、櫻田貴久君。

1番（櫻田貴久君） その辺もスポーツ振興計画にのっとって恐らくこれから解決してくれるんだと思いますが、現状としては野球も文化ですので、確かに野球場というくくりの話ではございますが、やっぱりスタジアムとしてのお金を取って見られるぐらいな、まして国際試合が開けるような、僕は選手としてそんなような球場をイメージしていますが、その辺もできればスポーツの基本計画の中に野球場に關しての積極的な取り組み等を入れてもらえればと思います。

ただ、さっきも申したように、くろいそ運動場野球場の場合は構造上非常に不備のある、その辺

は教育部長にも認識をしていただいたのかなとは思いますが、ぜひ地元の子どものために、先ほどは栗川市長にお伺いしたように、インターチェンジが夢を持って働けるようなまちづくりになると、子どもたちにもぜひプロ野球を目指すような、そういうスタジアムの建設を何とかお願いしたいと思います。

私も市議員、あと3年数カ月ありますので、この問題はぜひ緊急と安全性の部分に積極的に取り組みながら何とか実現できるような形をとりたいと思いますので、教育部長、その辺も要望として深くご理解いただき、お願いしたいと思います。

これで私の市議員になっての一般質問を終わらせていただきますが、何とか夢と現実がかなうような、そして、県北のリーダーシップをとっていく那須塩原にしてはいろんな施設面、ますますこれから不備等はあるとは思いますが、いろんな計画に基づき、いろんな形で、住んでみてよかった、行ってみてよかった、暮らしてきてよかったと、いろんな夢があるような、そんなような那須塩原市を目指してもらいたいと思います。そのために私も一生懸命努力したいと思いますので、どうかそのところをお願いしたいと思います。

教育部長には感情が入りましたが、何とか思いを理解していただき、私の市政一般質問とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（平山 英君） 以上で、1番、櫻田貴久君の市政一般質問は終了いたしました。

松 田 寛 人 君

議長（平山 英君） 次に、3番、松田寛人君。

3番（松田寛人君） 議席番号3番、松田寛人でございます。

私も、今回の4月の選挙で新人議員としてこの登壇に立つことができるようになりました。最後の、野球でいえば4番なので、ホームランが打てるかごてごてのゴロで終わるのかわかりませんが、一生懸命新人議員として頑張っていますので、よろしくお願ひいたします。

質問通告書に基づき1番から質問をさせていただきます。

1番、那須塩原市の環境対策と対応について。

地球温暖化対策の推進に関する法律で、地方公共団体は国の長期目標、2050年までに現状比60%から80%削減を踏まえた実行計画があり、今後の取り組みについて次の点をお伺ひしていきます。

番、旧黒磯市時代はISO14001環境マネジメントシステム(EMS)を取得していたと思いましたが、現在更新していないのをお伺ひしました。なぜ更新しなかったのか、経緯をお伺ひいたします。

番、現在のシステムは市独自のものなのか、また、EMSを取り入れてつくられたものなのか、また、EMSを取り入れた場合の市とEMSとの違いをお伺ひいたします。

番、那須塩原市環境基本計画の中で、各主体の責務と役割の中で、庁内・市民・事業所において各分野に分けておりますが、それらの取り組み、現状をお伺ひいたします。

以上でございます。

議長(平山 英君) 3番、松田寛人君の質問に対し答弁を求めます。

市長。

市長(栗川 仁君) 3番、松田寛人議員の市政一般質問にお答えをいたします。

1の那須塩原市の環境対策と対応について3点ご質問がございますので、順次お答えをいたします。

まず、 の環境マネジメントシステムについてお答えをいたします。

ISO14001は、旧黒磯市において平成14年度からスタートしたのですが、実施対象が庁舎及び区画整理課に限定されておりました。合併後は、すべての庁舎施設を対象に実施するため、地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の3第2項の規定に基づき、市独自の環境マネジメントシステムを策定したという経緯がございます。

更新しなかった理由といたしましては、ISO14001取得から平成18年度までの5年間培ってきた実績等から、外部機関からの審査、評価を受けずとも、みずから継続して環境負荷の低減に取り組むことが可能であるとの判断に立ち、更新はいたしませんでした。

次に、 についてお答えをいたします。

那須塩原市版環境マネジメントシステムは、ISO14001を基本に、そのノウハウを生かし、平成18年度に策定したのですが、切りかえた際の考え方は、煩雑な事務手続は極力簡素化をし、光熱水費やグリーン購入費などの量的な環境管理に特化したものに切りかえをいたしました。

また、ISO14001と那須塩原市版環境マネジメントシステムとの違いは、ISO14001は外部機関へ審査手数料を支払い、認証を取得しますが、那須塩原市版環境マネジメントシステムは内部監査や庁議等で審議、確認をし、環境審議会等に、市民に公表しております。システム等は若干異なりますが、いずれも環境方針、目的、目標を設定し、その達成に向けて取り組むことでは同様でございます。

次に、 についてお答えをいたします。

環境基本計画の各主体の責務と役割は、市民、事業者及び市がみずからの行動や生活を通じ、適切な役割分担のもと相互に連携をし、協力しながら

ら本計画に掲げる目標達成に向けて、環境に配慮すべき事項に取り組んでいくものでございます。

現在、これらの取り組みについては広報やホームページ等で周知をいたしておりますが、具体的には来年度から策定を予定しております地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の3第3項に基づきまして、地球温暖化対策地方公共団体実行計画の中で検討していくこととなります。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（平山 英君） 3番、松田寛人君。

3番（松田寛人君） ありがとうございます。

独自ということで、システムをやっていくということなんですけれども、再質問をさせていただきます。

まず最初に伺いますけれども、14001のシステム、那須塩原市の基盤という独自のシステムがあるんですけれども、これは市民の皆様もなかなか理解ができないと思うんです。簡単でよろしいんですけれども、このISO14001のシステムの説明をお願いしたいんですけれども、よろしく願います。

議長（平山 英君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（松下 昇君） お答えをいたします。

基本的には、先ほど市長の答弁の中にもありましたように、環境負荷の低減、要するに下げるということで、いろんな現象に対応する目標値を定めながらやっていくということになります。

具体的には、市役所の事業活動の内容になりますので市民の活動とはまた別。事業所としての市役所の活動に対していろいろ目標値を定めてやる。例えば、当然公用車がありまして、ガソリン等があります。それも効率のよい乗り方、また車のうまい使い方ということで、ガソリンの消費量を減

らす。また、運転のほうでリッター当たりの走り方も工夫するというような、またいろんな書類をつくりましても、書類もかなりの資源を使い、それぞれいろんなエネルギー負荷をかけておりますので、紙の表裏を使ってみたり、いろんなことで紙の量を減らしていくということで、いろんな市役所の活動を一つ一つ分析をして、それに向けて目標値を立てて、それに向かって管理をしていくと。

それで、内部で職員がそれぞれ担当部門におりますので、それらが自己管理をし、それを今度は全体の庁舎の中でチェックをし、外部機関にISOのほうは認証機関がありますので、その外部監査を受けて認証されるということの流れになっています。

以上です。

議長（平山 英君） 3番、松田寛人君。

3番（松田寛人君） 答弁ありがとうございます。

理解がなかなかできないところもあると思うんですけれども、環境負荷をなるべくかけないという、それに対してどうやったシステムで運営をしていくかということがISO14001という環境システムかと思えます。

環境システム、これISO14001のほうから取り入れたというわけですから、当然環境方針があると思うんですけれども、本市の環境方針をお聞かせください。また、その環境方針は企画上では各部、各部局にわかるように提示しろという形になっているんですけれども、本市のシステムではその辺はどのようになっているか、お願いいたします。

議長（平山 英君） 生活環境部長。

生活環境部長（松下 昇君） お答えをいたします。

環境方針自体を読み上げるとなると項目上長く

なりますけれども、よって、答弁の中で全部これを読み上げていくということでは答弁では大変申しわけないと思いますが、文書化されておりますので、別途ご提示はいつでもできます。

以上です。

議長（平山 英君） 3番、松田寛人君。

3番（松田寛人君） 環境方針が長いのはわかっているんですけども、それを各部局に張り出し、皆さんがわかるようにはしておりますでしょうか。

議長（平山 英君） 生活環境部長。

生活環境部長（松下 昇君） お答えをいたします。

これにつきましては、ISOの時代から各職場に、これは本庁と区画整理課ですけれども、そこに掲示をしております、それに倣いまして各施設でそれぞれ掲示をしていただくという流れになっております。

議長（平山 英君） 3番、松田寛人君。

3番（松田寛人君） 那須塩原市になりまして、先ほど答弁にありましたが旧黒磯市はそのシステムをとりまして環境方針というのがあったと思うんですけども、塩原支所、西那須野支所のほうにはそのような環境方針がわかるようにはしておりますでしょうか、お願いいたします。

議長（平山 英君） 生活環境部長。

生活環境部長（松下 昇君） お答えをいたします。

直接そういう視点で現地確認をしておりませんので、私のほうでは見ておりませんが、各セクションの研修会等もやっておりますので、こういことをするんだという研修をしておりますので、各担当のセクションでそれぞれわかるところに掲示をしながら、管理をしていただいているというふうに理解をしておりますが、現地自体、私の目では確認しておりません。

議長（平山 英君） 3番、松田寛人君。

3番（松田寛人君） わかりました。

次にまいりたいと思います。

今後、那須塩原市独自でシステムを維持、運営をしていくわけですけれども、その環境方針と整合性はとれておりますでしょうか、お願いいたします。

議長（平山 英君） 生活環境部長。

生活環境部長（松下 昇君） お答えいたします。

当然、方針に基づいてそれぞれの項目の目標立てをして、PDCAに基づきまして管理運営をいたしておりますので、そのような流れになってきております。

議長（平山 英君） 3番、松田寛人君。

3番（松田寛人君） ありがとうございます。

旧黒磯時代なんですけれども、先ほど答弁にありましたように5年間というスパンで取得してきたわけですが、そのシステムを取り入れたときの基準値というのは、大体何年度の基準値にしたのかお伺いいたします。

議長（平山 英君） 生活環境部長。

生活環境部長（松下 昇君） 黒磯時代の基準値につきましては、平成14年3月に取っておりますので、13年度に取っているということになります。ちょっと古い資料ですので、私どもとしては理解しておりませんが、その時点になると思います。

議長（平山 英君） 3番、松田寛人君。

3番（松田寛人君） 今回、那須塩原市の独自のシステムに関して基準値というのはどの年度で基準値を設けているのか、お聞かせください。

議長（平山 英君） 生活環境部長。

生活環境部長（松下 昇君） お答えをいたします。

実は、議員にも要望によりシステムの書類をお

渡ししたと思いますけれども、平成19年2月に作成をしたのが現在の関係なんですけれども、これがISOじゃなくて実行計画になりますけれども、その基準は19年度に施行して20年度を基準にしていくということで、これからその比較という形になっていくと思います。

議長（平山 英君） 質問の途中でございますが、ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 4時00分

再開 午後 4時10分

議長（平山 英君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

3番、松田寛人君。

3番（松田寛人君） 先ほどの答弁、わかりました。

次の再質問をさせていただきます。

旧黒磯時代、5年間確立されて維持されて機能してきたISOがありますね。多分一度は更新しているかと思うんですけれども、そのときの達成状況、不適合とか軽微な不適合とか多数あったとは思うんですけれども、その状況をお聞かせください。

議長（平山 英君） 生活環境部長。

生活環境部長（松下 昇君） お答えをいたしません。

過去の資料につきまして手元にありませんので、お答えは現在できません。

議長（平山 英君） 3番、松田寛人君。

3番（松田寛人君） わかりました。

先ほど、外部機関から審査・評価を受けなくても独自でできるというのは、その根拠というのはどのあたりからあったんでしょうか、お願いいた

します。

議長（平山 英君） 生活環境部長。

生活環境部長（松下 昇君） お答えをいたしません。

外部機関から審査を受ける際に、基本的には我々が作った作成資料をチェックしていただくわけです。その基本となるものは各担当担当が日常的に積み上げた数字、要するにデータをどう管理して、どう評価しているかという流れの中で、結論だけじゃなくて経過も含めて管理をするわけです。

当然、それはまずは第一義的には自己評価が最初にあり、それがISOというのは国際的なやり方ですので、第三者機関が評価していただくという流れになっております。当然に、5年もやって、もっと前からやっているわけですから、ノウハウ自体は、どこをチェックされて、どこが毎回指摘を受けるんだろうとか、改善の方向性を示していただいたというような中で、全部ノウハウは経験上持ち得ますので、特にそこを第三者でないと数字がどんどん変わってしまうということはありませんので、数字のしっかりした日常的な各職員の力量の中で管理をしていけば、十分大丈夫だというふうな判断のもとに、第三者の評価は必要ないというふうに考えました。

議長（平山 英君） 3番、松田寛人君。

3番（松田寛人君） ありがとうございます。

私も、議員になる前、ある会社でISOの内部監査員をやっていたんですけれども、これは内部監査をやっていると、結構なあなあになって、ここはいいだろうとか、あそこは見逃してくれよという形が大いにあるんです。なので、なかなか独自でやろうと思うと甘えが出てきてしまうところはあるとは思うんですけれども、本市はそれだけ優秀な人材がいるということなので、独

自でできるということでした承りました。

次にいきたいと思います。

黒磯時代のISO14001と本市のマネジメントシステムの違いは、外部機関に審査手数料を支払い取得するとあるが、実際旧黒磯時代に取得する際、認定を受けたコンサルタント会社に委託または依頼したと思いますが、コンサル料を含めまして金額はどのぐらいかかりましたか。また、委託した場合、入札を行ったのかお伺いいたします。

議長（平山 英君） 生活環境部長。

生活環境部長（松下 昇君） 資料を見ますので、ちょっとお待ちください。

委託の金額関係でございますが、手元にある資料で言いますと平成16年10月に契約をしておりますが、業務委託で88万719円というお金がかかっております。委託先が株式会社日本環境認証機構になっております。

同時に、年間の管理といいますが、内部監査員の研修業務関係が別途ありまして、25万ほどかかるということ、過去のことでですので細かい資料が手元にはないんですが、入札をしたというふうに聞いておりますが、手元にあって確認できる書類がありませんので、その辺の正確な回答ができない状況でございます。

議長（平山 英君） 3番、松田寛人君。

3番（松田寛人君） 88万というかなり破格な値段だと思えます。普通、一般会社だと大体250万から300万ぐらいかかるんですけども、この値段というのは適正な値段だったんでしょうか。それとも、また違う入札の金額だったのかちょっとお伺いします。資料がないとは思いますが、多分説明ができないだろうと思えますけれども。

議長（平山 英君） 生活環境部長。

生活環境部長（松下 昇君） 手元に資料は、実はISOを継続すべきかどうかの内部議論のとき

に、経費の比較もしなくちゃいけないだろうということ、一応見積もりを、予算を組むときのためにとりますので、それでいえば、今度は合併してから施設がかなり広がりますので、そういう広がった中でどのぐらいかかるんだろうということで見積もったところが二百四、五十万はかかるということで見積もりは出ておりますので、一般民間でも200から300万はかかっているというのでは、大きい企業になればかなりの金額がかかるということで、当方でも十分にノウハウを取得した、それから、別にISOが上位にあって我々がやっているマネジメントが下位であるとか、そういうものの比較するべきものではなくて、環境負荷の低減をするという目的が達成されさえすれば、方法論はいろいろあるという議論も含めて、その中の一つとして金額では二、三百万はすぐにかかってしまう。そのお金はどうなんだろうと。

それから、先ほど議員さんもお話がありましたように、かなりの書類をつくらなきゃならないと。目的が環境負荷の低減なのに、ISOを取るための仕事という分野がかなりできてしまう。その全体をまとめるのが職員一人丸々かかってしまうということになっている傾向がありました。

それで、内部監査を回ってあるわけですがけれども、正直言って合併以後、人員も減らしていかなければならないという非常に忙しい中で、書類作成が大変だという議論もその中でありました。その辺を総合的に勘案して、ISOじゃなくて別に法律に基づいて地球温暖化の実行計画の市町村版をつくることになっております。これは特例市以上でしたけれども、これに倣ってつくれば一応権威があるわけです、法律上ですから。内容についても十分に耐えられる内容になるというような総合判断で進めさせてきていただいておりますので、ISOがどうも上で手抜いているんだということ

では考えておりませんので、ご理解をいただきたいと思えます。

議長（平山 英君） 3番、松田寛人君。

3番（松田寛人君） 答弁ありがとうございます。

お金がかかるということは確かにあります。ISOはお金がかかります。認証機関にもお金がかかります。今後、日本も達成できなければ、ほかの地域からお金を払って二酸化炭素が低減しているところから買うという、結局ちゃんとしたシステム、ちゃんと低減をしていかなければ、最後にはやっぱりお金がかかると思っております。そんなところを含めまして、今後、管理の体制をシステムとしてしっかり皆さん認識していただいて、システムの運営をしていただきたいと思えます。

次にいきます。

先ほどの答弁の中で、目的目標の設定の中で、市にとって著しい環境側面、先ほど答弁にもあったですけども、紙以外に何か特に重要な環境側面がありましたらご答弁をお願いいたします。

議長（平山 英君） 生活環境部長。

生活環境部長（松下 昇君） お答えをいたします。

目標値で各種設定をしておりますけれども、電気料につきましても5%削減をしたいということで、電気につきましても昼休みは消したりということで、そういうものも指導を徹底していきたいということにしております。

燃料関係言いましたけれども、水道、それから用紙も言いました。それから、我々としなくてもグリーン購入の心がけをしてほしいということで、もちろんなかなか難しい部分もありますけれども、その取り組み。それから、市民の方々に今年度からごみ減量化をお願いしておりますけれども、当然みずからのごみの削減ということでお願いしております。

今年度から市の職場でも毎日のように計量して把握をしていますけれども、全市に広げまして、収集も別枠にしましたから、もし数字に誤差があれば明快にわかってくるようなことにもなりますので、そういうごみの減量、そういういろんな分野でちょっと気を抜いて、手を抜きがちなところも時々見受けられるようでありますけれども、数字を管理していけば、どうして数量達成できないんだろうという議論をしていけば問題点が明確になって、また何か努力をしていけるというふうになっていくと思えます。

以上でございます。

議長（平山 英君） 3番、松田寛人君。

3番（松田寛人君） ありがとうございます。

そのような形で、システムを組んでそれだけ皆さんの意識が深まれば、本当に無駄なところにお金を使わないようにしていければなと思っておりますので、何とかそれを維持していくために頑張っていっていただきたいなと思っております。

次にいきますけれども、独自のシステムの中で、普通一般企業ですと3年もしくは5年計画で1回見直していくという形なんですけれども、本市のシステムは何年ごとに集計というか、今後だめなところ、ふぐあいが生じたところを治していくスパンは何年ごとに設定されているのか、お聞かせください。

議長（平山 英君） 生活環境部長。

生活環境部長（松下 昇君） 3年で考えていきたいということで計画をしております。ですから、23年度までは今の計画になりますので、それ以降また改定するということになると思えます。

ただ、誤解あると困りますのでちょっとつけ加えて言いますが、市長の答弁の中にもありましたけれども、今後は市民の中に広げて、地域計画というものをつくる段階で、市役所はそのま

ま古いやつでその部分はいいでしょうかという議論もしなくちゃなりませんので、今回に限り市役所の部分も市全体の総排水量とか全体を計算する中で、一事業として計算した場合、目標値が余りにも市民のほうが高い、市役所はこんなものだということの整合性がとれない場合は、23年度までありますよということにこだわり過ぎないで、直すことも当然あり得るかと思えます。

その辺も含めて、今の計画では23年度までの現計画というふうになっております。

議長（平山 英君） 3番、松田寛人君。

3番（松田寛人君） ありがとうございます。

23年度までに削減しなければいけない目標なんですけれども、何%ぐらいを目標に掲げておりますでしょうか、ご答弁をお願いいたします。

議長（平山 英君） 生活環境部長。

生活環境部長（松下 昇君） お答えをいたします。

まず、さっき答弁しましたように、電気は20年度が基準年度になっておりますので、20年度から比較して目標は達成期間内の平均値といたしまして5%、燃料関係の削減が2%、水道使用量が7%、用紙の削減が2%、グリーン購入の推進のほうは7%増加させる、今より増加させていくという考え方です。

それから、公用燃料使用量、燃費の削減が2%増加、廃棄物の排出量の削減が3%ということで計画をしております。

以上でございます。

議長（平山 英君） 3番、松田寛人君。

3番（松田寛人君） ありがとうございます。

それに向けて削減のパーセンテージなんですけれども、現在それをクリアできるような状況でございますでしょうか、答弁をお願いいたします。

議長（平山 英君） 生活環境部長。

生活環境部長（松下 昇君） お答えいたします。

まず、20年度の集計値が基準になって、それは出ておりますけれども、今年度21年度の間値はまだ出ておりませんので、数字で明快に大丈夫だとかだめだとかというような比較ができないので、達成できるかどうかの見解は言えませんが、努力をさせていただいている。初めてやっているところも大変かと思いますが、各職場からいろいろな照会等もありますが、そういう意味では関心を持ってやっていただいているということで、努力をさせていただいているという、総論で申しわけないですが評価をしているところでございます。

議長（平山 英君） 3番、松田寛人君。

3番（松田寛人君） ありがとうございます。今後とも削減に向けて頑張っていってほしいと思います。

次に、市独自のシステムを各部局の中で一般職員の教育はどのように行われているのか。また、それらに対して手順の確立というのはできておりますでしょうか、お伺いします。

議長（平山 英君） 生活環境部長。

生活環境部長（松下 昇君） お答えいたします。

基本的には、過去にもずっと研修等をしてながら、特に黒磯出身の職員は経験を積んできた。合併後、西那須、塩原の職員については職場の異動の関係で黒磯側に来たときには、17年度も内容について職場内研修という意味では研修したと思います。

それを基本にしつつ、それだけではもちろん足りませんので、まずは具体例を少々言いますけれども、新採職員につきましてはフレッシュマン研修ということでちょっと時間をとっていただいて、担当者になるかどうかは別としまして、理解していただきたいということで研修をしておりますし、それぞれ階層別に職場に環境管理主任者とか所属長がありますから、監督者、そういうランクで職

員がいますので、そういう者に研修会をやる。

ことしの3月には、より習熟していただかなくちゃ困るということで、我々のほうの環境の職員が全部職場を回って、担当者とひざ詰めで何日もかかって回って研修をして、数値のとらえ方が人によって文書だけでは間違ったりするものですから、そういうとらえ方の研修。また、日ごろ疑問に思っていることを聞いていただくという形で、水準の合わせをしてきたということで、これでやっと本格的に全庁舎を合わせて動く態勢になったのかなということで、今後の中で評価をしていくしかないというふうに思っております。

議長（平山 英君） 3番、松田寛人君。

3番（松田寛人君） ぜひとも頑張ってくださいと思います。

次にいきます。

内部監査や庁議等で審議確認すると今聞きましたが、定期的な監査のプログラムの策定はどのような計画と手順を確立し、維持していくのかお伺いします。お願いいたします。

議長（平山 英君） 生活環境部長。

生活環境部長（松下 昇君） お答えいたします。

基本的に、P D C Aと言われていますけれども、毎年度実績を集計し、それぞれ各セクションで分析をしていただく。特に新年度に当たりましては、本年度の目標を各セクションで出していただいて、上部まで、要するに責任者まで上げて、部全体の共通理解にさせていただいて、それを我々のほうの担当部局に上げていただくというような流れがまず1つあります。

それを毎年定めていきますけれども、その中であって実績については、当方にすべて上がってきて、それにつきましてその年度が終わった時点ですぐ上げていただいて、集計した結果、それぞれ自己分析も含めて報告していただき、それを今度

は我々のほうがある程度、第三者的になりますけれども、職場外から見ますので、事務局のほうでチェックをいたしまして各セクションと数値の理解について突合すると。

問題点があれば、その辺を列挙して庁議に報告したりしながら、全庁の意思としてレベル合わせをして、改善すべきところを改善していくというような流れに持っていくということで、全体を庁舎内で流していくというふうになっていくと思います。

議長（平山 英君） 3番、松田寛人君。

3番（松田寛人君） ありがとうございます。わかりました。今後とも、その内部監査等のスケジュール等々含めまして、確実に運営していただければ一番いいのかなとは思っております。

実際、評価ランクといいますが、何段階に分けているのか、それだけ少し教えていただければ、お願いいたします。

議長（平山 英君） 生活環境部長。

生活環境部長（松下 昇君） お答えいたします。

一種の通信簿のようにA B C Dとか、そういうランクづけは特にしておりませんので、数字に対してどの程度達成したのか達成しないのか、達成できなくてもちゃんと理論が合えば、例えば、臨時的業務が国からどンドンおりてきて、大変残業して電気代を使ったとか、そういう特殊な事情があって、数値だけではチェックできない部分がある。

特に、I S Oの時代でもちょっと見たことありますけれども、ふえていても了解というふうに認証される。業務が変われば全然違ってしまいますので、そういう意味でA B Cをつけるのは非常に難しい分野ではないのかなというふうに思っております。話はちょっとそれますが、我々は全庁挙げて行政評価のほうもやっておりますけれども、

A B C とか、そういうランクづけをするという概念はございませんで、この分野についても同じ P D C A でやっていきますけれども、そういうランクづけをするという考えはございません。

議長（平山 英君） 3番、松田寛人君。

3番（松田寛人君） わかりました。ありがとうございます。

次にいかせていただきたいと思います。

今後、I S O というわけじゃないですけれども、今後法的企画的なものが多分改正があるとは思いますが、それらに対して、今後整合性はとっていくつもりなのかお伺いを願います。

議長（平山 英君） 生活環境部長。

生活環境部長（松下 昇君） お答えいたします。

今までの答弁の中でも少しお話をしてきたつもりなんですけど、ちょっと議員のご発言が、独自マン独自マンと言われておりますので誤解があると困りますけれども、基本的には国の法律の中の市町村がつくるべき計画として、実行計画の、今は事業編とかいう名前になってきておりますけれども、それをつくっていきたくて思っておりまして、今はそのちょっと変種ということで、独自という言い方よりはちょっと変種かなというふうに思っています。

と申しますのは、国のほうでも特例市以上の大きい市はつくれよという話になっておりまして、それ以下の小さい市町村は努力義務ということの中で、できる範囲でつくってくださいという流れになっておりましたので、I S O を引き継ぎながらもその実行版ももちろん我々はつくりたいと思って、特例市以下の小さい市町村でありますけれども、率先してつくっていきたくて思っておりまして、それに倣ってつくっていくというふうに考えております。

もう一方で、市民全体、企業を巻き込んでつく

るのが地域編ということで、その2つを総合してでき上がってきているのが理想的でありますので、そういう流れの中で、この中身についても十分整合性を合わせながら、国のほうでもマニュアルをつくっていますし、それも参考にしながらよりよいものをつくっていく。

目的は、環境負荷の低減が目標で、計画をつくるのが目的ではありませんので、今度は職員だけでなく市民の方々、事業所の方々も全部巻き込んだ中で、市民・市全体の中で地球温暖化の防止に貢献していく那須塩原市になっていきたいという意気込みでやってまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（平山 英君） 3番、松田寛人君。

3番（松田寛人君） わかりました。整合性をとっていくということなので、今後、政局が今回変わりましたので、いろいろな施策等で、先日も7日に民主党の鳩山由紀夫代表が地球温暖化対策に関するシンポジウムで講演し、中期目標で1990年度比で2020年度までに25%を削減するというようなことを表明したんですが、これは政府のほうで多分決めると思うんですけれども、本市はこのことについてどのように考えておりますか。また、産業界、事業所等、そういうところからの戸惑いの意見等々は来ておりますでしょうか。よろしくお願いたします。

議長（平山 英君） 生活環境部長。

生活環境部長（松下 昇君） お答えいたします。

市としてというふうな、頭にお話がありましたけれども、まだ新政権ができて話が我々のほうに流れてきているわけではありませんので、市としてのお話はちょっとできるレベルにありませんけれども、それでは答弁になりませんので、私の知る範囲、考えている範囲という、担当者のレベルということでご理解いただければよろしいかと思

います。

民主党のほうは、実は参議院のほうへ、これに関する基本法の提案をしております。その時点で2020年には25%という法案にも盛り込んであったと思います。もちろん、その担保はどうなってしまうのかというまでは私は知りませんが、その意気込みの政権が今度はなったんだなというふうに理解し、きのうあたりもテレビ等で私も聞きましたけれども、それを明快に、総理になる予定だと言われている人が発言したんだと、そういうことで、そういうものが我々の中におりてくるんだろうな、しっかり考えて受けとめていかなきゃならないんだろうなという気構えだけは持っていきたいと思っておりますけれども、なお仮定の問題で余り話しても意味ありませんので、そのような今度は政府からいろいろ法律の改正とか、省庁から数量目標とかいろいろ出てくる段階で、那須塩原市はよりよい環境を目指していこうというふうに考えておりますので、率先して対応していきたいというふうに思っております。

議長（平山 英君） 3番、松田寛人君。

3番（松田寛人君） ありがとうございます。

多分、今後どんどん政権も変わるの、地方のほうでもいろいろな意見が飛び交って、地方にそれが来るとは思うんですけども、そういう形になった場合、積極的に取り入れるという形を今後とっていただければなと思っております。

と は大体一緒のことで聞いてしまったんですけども、一番最後の 番に入らせていただきますけれども、那須塩原市基本計画の各主体の責任と役割の中で、庁内のことは先ほどお聞きしましたので、今度は市民と事業所のことでお聞きしますが、市民に対してエコへの取り組みについてどのように促しているのか、具体的な取り組みについてお伺いいたします。

議長（平山 英君） 生活環境部長。

生活環境部長（松下 昇君） お答えいたします。

この基本計画を策定したときに、基本計画だから基本方針等を書けばいいだろうという議論ももちろんありましたけれども、実際にもう少し踏み込んで、それぞれの役割分担をしっかりと書いて、こういう方向でいこうというのを示そうということで、この基本計画の中には市民の分担する、企業が分担する、行政が分担するというような内容の行動指針があります。

その担保方法として、その当時は、先ほどから答弁しています区域計画という概念ではなかったんですが、その担保する方策として市民を巻き込んだ団体といいますか、運動体をつくって、それと一緒に実際にそれぞれの役割分担を実行に移していきたいなということで、そういう組織を立ち上げたいなと、基本計画にはありますけれども、そういうレベルの中で実行は今後つくる計画の中でやっていこうと思っておりましたけれども、今度法律改正になりまして、区域計画ですか、そのような中で今後はやっていくんだと。

ただ、その基本方針は、市民ともどもやっていくという分野のほうで実際に企業の方と話したり、市民の方と議論をしたりして、今度つくる計画を実行版という形にしていきたいというふうに思っております。

ですから、今回はどちらかというとアドバルーン的といいますか、広報、パンフレット等々で啓発はしておりますけれども、より実践的にするのはこれからだというふうに思っております。

議長（平山 英君） 3番、松田寛人君。

3番（松田寛人君） わかりました。

本当は、市民、事業所等と一緒に取り組んでいくのが一番かなとは思っております。本来ならもっと早く、市民とディスカッションを踏まえても

っと資料等をつくりまして、一般市民にもCO₂の削減がどのような形で行われていくのか、それは環境教育にも入るんでしょうけれども、そのようなことは来年から具体的にやるということなんですけれども、実際7月の末に会派のほうの視察で苫小牧市のほうに行きまわって、洞爺湖サミットがありまして、環境のことでやっていたんでしょうから、北海道はとて環境の問題については進んでいるなと思いました。

実際、苫小牧でパンフレットを今回新しくつくったということで、ちょっと小さいんですけども、私きのう夜なべして大きくつくってきたものがあるんです。A3ぐらいなんですけれども、こんな形ですか。「地球にいいことしよう」ということで、エコライフ大作戦ということで、苫小牧は19年度に取り組んでいるんですけども、今度21年度の1年間、エコライフ大作戦として、市として一生懸命取り組んでいくという形で市のほうで広報をつくりまして、一生懸命やっているということです。

今回、市民全体に、こういう形じゃないですけども、那須塩原市はこういう形で多分昔配ったと思うんですけども、これも一生懸命やったと思います。いろんな形をつくりまして15ページくらいですか、この基本計画。これは1枚ペロツという形で、後ろのほうがちょっとなかったんですけども、地球環境、資源環境、自然環境と環境教育という形で4段階に分けて、それを1年間の事業としてやっているという状況でございます。とてもよくできております。

これとともに、見開き版で市民に対して1人、1日1.5kgのCO₂を削減しましょうというピラを全世帯に配っているそうです。大きくするとこんな感じなんですけれども、こういう形で皆さんにやっています。これのすごいところが、見開きに

なっているんですけども、とても感心したんですけども、見開きにするとCO₂のためにできることということで、一つ一つチェックできるんです。

例えば、夏の過ごし方を直そうという形になりますと、チェックしていくごとに1度高くしますということになると、33kg減るという形になるんです。という形ですと項目ごとに。

あと、節約主婦と省エネ会社員ということで、1日1,501gのCO₂を削減、男性・女性どちらもこういう形で市民に対してエコの取り組みということを実践的にやらせているというところがとても感心したので、ここまでやるのもなんでしょうけれども、那須塩原としてもこのあたりぐらいまで、一人一人の意識を改革させるというためにも、このような取り組みをしてもいいんじゃないかということで、例として持ってきましたので、もし必要であればこの大きいやつを渡しますので、後で見ていただきたいなと思っております。

次にいかせていただきます。

環境教育という観点から、小中学校への環境問題の意識啓発は今後どのように行っていくつもりなのか、お伺いいたします。

議長（平山 英君） 生活環境部長。

生活環境部長（松下 昇君） お答えいたします。

後ほど、私も教育部門まで全部答えるわけにいきませんので、我々のほうから見た環境教育というイメージでお答えさせていただきますけれども、例えば、我々今回クリーンセンターを建設して動かしておりますけれども、あそこは家庭のごみを燃すんだ、子どもたちには余り関係ないということではなくて、あそこで子どもたちにも環境教育ができるような中身にしてありますし、そういうことで、自然環境も含めてあそこは整備をしていますから、そういう子どもたちの環境する場の

提供、そういう意味でも我々やっております。また、市民の皆さんへは環境企画展なり、生活環境展なりのイベント等を通して、そういう教育もやっております。

いろんな分野で我々も、自然を大切にするには日ごろ自然観察をしていただくということで観察会をやっていくと。それも地球温暖化の対策に一方からはなっていくということで、いろんな分野でやっております。当然、学校教育の中では新エネルギーも含めていろんな分野に配慮しながらやっていただいていることは、庁内の会議の中で我々も聞いておりますので、具体的には若干教育委員会から発言があると思いますけれども、連携をしてやらせていただいております。

議長（平山 英君） 教育長。

教育長（井上敏和君） 学校での環境教育のご質問でございますが、生活環境部の方針をあわせながらも学校独自の環境教育という分野の中で、総合的に進めているところでございます。

今年度は、ごみの収集について、また変わりましたので学校での分別と同時にエコの教育、それから小さいうちからの地道な訓練の積み重ねということから、当然社会科の体験の中で小学生の中から、今、環境部長が言ったようにごみの焼却場の社会科見学等を通したり、それから、各学校で総合的な学習というふうなのがありますので、学校ごとの課題研究をとらえたりした、そういう中で環境教育について取り組ませているところでございます。

議長（平山 英君） 3番、松田寛人君。

3番（松田寛人君） 大変よくわかりました。

今後、来年度からそういう市民に対しての啓発等々含めまして本格的に開始するということなので、来年またその状況を見たいと思いますので、今後とも取り組んでいただきたいと思いますので

す。

次は、事業者に対してのエコアクション21やISO14001の促進を促しておりますが、今現在那須塩原市ではISO14001を取得している業者はどのぐらいの件数ありますでしょうか、お伺いします。

議長（平山 英君） 生活環境部長。

生活環境部長（松下 昇君） 認証機関が何力所があります。我々その辺の数字は持ち合わせておりませんので、ご容赦願いたいと思います。

会議時間の延長

議長（平山 英君） ここでお諮りいたします。

那須塩原市議会会議規則第9条の規定によって、会議時間は午後5時までとなっておりますが、本日の議事が全部終了するまで会議時間を延長したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（平山 英君） 異議なしと認めます。

よって、本日の議事が全部終了するまで会議時間を延長いたします。

議長（平山 英君） 3番、松田寛人君。

3番（松田寛人君） ありがとうございました。もう5時近くなりましてあれなんですけれども、最後にお聞きします。1番に対する最後の質問にさせていただきます。

今後、外部審査等の導入というのは考えておりますでしょうか。

議長（平山 英君） 生活環境部長。

生活環境部長（松下 昇君） お答えをいたします。

現在のところ考えておりません。

以上です。

議長（平山 英君） 3番、松田寛人君。

3番（松田寛人君） やはり、市だけの内部監査だけではなあなあになってしまいますし、初めてこのシステムがうまくいくというのは、P D C Aの中で外部審査という第三者機関が入るということが、やはり一番妥当ではないかなとは思いますが、やはり一番妥当ではないかなとは思いますが、すけれども、これは認証しなくても、例えば外部審査をやるような一般的な、一般市民のほうから来ていただいて、それをチームと編成しまして、外部監査機関という形でやっていくということに関してはどのように考えておりますでしょうか。

議長（平山 英君） 生活環境部長。

生活環境部長（松下 昇君） お答えいたします。

我々の事業所としての市役所の活動も、チェックというのは議会もありますし、市民というふうに認識をしております。

よって、我々のこういう目標値を示して、どういうふうに行うかというのを市民にちゃんとお知らせをする、当然議会にもお知らせをする。そういう中で評価をしていただく。ことによってご提言をしていただくというチェックの方法もあると思いますので、改めてそういうやり方をしなくても十分できると。

第三者が、あなた方がやっていることは不足していますよという判断であればまた別ですが、みずからがしっかりやっていくという覚悟を持ってやっていけばできるものだと、それがプロの行政マンなんだと私は認識しておりますので、現在のところ、情報開示とか市民へのお知らせとか、そういう形でお知らせして全体をさらしましてチェックしていただければよろしいかなというふうに思っております。

議長（平山 英君） 3番、松田寛人君。

3番（松田寛人君） ありがとうございます。やっぱり、松下部長のプロの行政マンということ信じまして、今後とも一生懸命頑張っていただければなと思っております。

本当なら外部審査が入って、いろいろ指摘事項があるんだと思うんですけども、プロの行政マンという形をとられていますので、何とかプロの行政マンとして恥じないような形でやっていただければなと思っております。

結局、私が思うところは、最後になりますけれども、市民・事業者・市が環境を意識して、無駄のない、無駄の改善によって利益が生まれればよいなと思っておりますので、今後ともよろしくお願いを申し上げます。

1番についての質問は以上で終わりにさせていただきます。

次の質問をさせていただきたいと思います。

2番、スポーツ振興と地域活性化について。

近年、地域発展を戦略としましてスポーツを利用する地方自治体が増加していると思います。全国規模の各種競技大会を誘致し、地域を活性化させる手段としてスポーツマーケティングを積極的に利用していますが、今後本格的なサッカーグラウンドを整備する上で、今後の対応についてお伺いをいたします。

青木サッカーグラウンドの現在の進捗状況についてお伺いをいたします。

今回整備されるサッカーグラウンドは公式グラウンドとお聞きしますが、那須塩原市での公式施設は幾つかあるかお伺いをいたします。

スポーツマーケティングとしての今後の対応をお伺いをいたします。

今後部局横断的に企画・立案等を含めて今後の対応をお伺いをいたします。

以上でございます。

議長（平山 英君） 教育部長。

教育部長（松本睦男君） それでは、スポーツの振興と地域活性化についてのお伺いにお答えをいたします。4点ありますが、順次お答えいたします。

の青木サッカーグラウンドの現在の進捗状況であります。今年度は1面の工事を予定し、既に工事を着手しております。平成22年3月までの工期で工事を進めております。

の公式施設は幾つあるかのご質問ですが、青木サッカー場グラウンドにつきましては日本サッカー協会が定めた基準を満たすもので整備をしております。現在、本市においてこの基準を満たすサッカー場は、くろいそ運動場のサッカー場のみであります。なお、公式試合につきましては、主催者の判断により、例えば那珂川河畔運動公園のサッカー場や小中学校のグラウンドで実施されております。

、 つきましてはまとめてお答えをいたしますが、今後の対応につきましては、サッカー施設を含め大会開催や練習会場としての集客を見越し、スポーツ部局と関係部局が連携を図り、スポーツマーケティングについて研究してまいりたいと思います。

以上です。

議長（平山 英君） 3番、松田寛人君。

3番（松田寛人君） 再質問をさせていただきます。

進捗状況を先ほどお聞きしましたけれども、現在、きのうの答弁で今回前期だけで2年という形でサッカーグラウンドをつくるということで、その2年を後期でつくるということで、総工費が4億円ということをお聞きしました。

それはそれで構いませんけれども、今回いろいろな要望が来ているかと思うんですけれども、も

う一度聞きたいんですけども、あそこを全部4面のコートにするということは、本当に4面のコートでよろしいんでしょうか、お伺いいたします。議長（平山 英君） 教育部長。

教育部長（松本睦男君） 青木サッカー場の計画で4面かということですが、昨日お答えしたとおりでございます。

議長（平山 英君） 3番、松田寛人君。

3番（松田寛人君） ありがとうございます。

きのうの答弁の中にも、サッカー以外にも使えるということなんですけれども、これはもう一度確認したいんですけども、サッカー以外にも使えるということによろしいんでしょうか。

議長（平山 英君） 教育部長。

教育部長（松本睦男君） グラウンドができた暁の利用についてのご質問だと思いますが、昨日も申し上げましたが、まず基本はサッカー場であります。ということですが、種目によってそれに使うことに支障がないということであれば、そのときの状況を個別に判断をいたしまして考えていくという考え方です。

以上です。

議長（平山 英君） 3番、松田寛人君。

3番（松田寛人君） わかりました。ありがとうございます。

今後、あの施設をどのように活用するのか、そのコンセプトや具体的な使用基準についてお伺いをいたします。

議長（平山 英君） 教育部長。

教育部長（松本睦男君） 今後の活用と使用基準ということですが、このサッカー場につきましては、今までのサッカー場のサッカー事情と申しますか、そういった観点からその必要性をここに求めたわけでありまして、小中学校の大会がありますけれども、そちらの大会に活用し

ていくということ等もちろん、それ以外のスポーツ、サッカー人口がありますから、利用者がおりますから、そちらで利用していただくというふうな考え方であります。

それと、規模等につきましては先ほど申し上げましたが、日本サッカー協会で定めているピッチの大きさで考えております。

以上です。

議長（平山 英君） 3番、松田寛人君。

3番（松田寛人君） ありがとうございます。

先ほど、サッカー場という形でサッカー場の公式施設という形をとって、1つしかないという形で答弁をいただいたんですけれども、サッカー以外の施設でこのような公認的な施設というのは、那須塩原市ではどのぐらい施設があるんでしょうか、お伺いいたします。

議長（平山 英君） 教育部長。

教育部長（松本睦男君） サッカー以外の公認施設ですか、公式施設ですか。

〔「公式施設」と言う人あり〕

教育部長（松本睦男君） 公式施設という定義なんです、いわゆる公式施設イコール公式試合というか、そういうことになりますと公式試合はあくまでも、これまでも何回かお答えしておりますけれども、その大会等の主催者がこの施設の中で、例えば先ほどの野球場ではありませんけれども、それまで満たしていなくても主催者がそれで認めれば公式試合は成立するということになりますので、公認施設ということであれば市内には1つもありません、ということでご理解していただければと思います。

ですから、それぞれの体育館の中にはバレーボールコート、6人制・9人制やバドミントンとかいう、それぞれの基準に合ったラインが引いてありますけれども、そういったことで、一口に公式

施設ということであってもそういうふうな判断になりますので、幾つというのは申し上げられません。

議長（平山 英君） 3番、松田寛人君。

3番（松田寛人君） わかりました。

公式施設と公認施設という度合いというのは、なかなか難しい判断だなと思いますけれども、那須塩原市には公認としての施設というのは1つもないということですね。

今後、今回サッカーグラウンドに関してなんですけれども、岡本議員さんのきのうの答弁の中にも、あの青木のグラウンドというのは公認でとるものなんでしょうか、お伺いいたします。

議長（平山 英君） 教育部長。

教育部長（松本睦男君） 青木サッカー場の施設の件ですけれども、大きさにつきましては、先ほど来申し上げています日本サッカー協会で定めた基準ということでありまして、その後の公認ということについては考えておりません。

議長（平山 英君） 3番、松田寛人君。

3番（松田寛人君） わかりました。

今、 番と 番はもうお聞きしましたのであれですけれども、 番、 番と一緒に答弁ありましたので、 番、 番につきまして再質問させていただきたいと思います。

地域性を考慮すれば、サッカーの大会や競技を通じて本物の芝でサッカーができるということで、首都圏から多くの子どもたちを招くということができると思うんです。その結果、地域の酪農産物等の販売増や板室温泉の集客の増大にも大いに期待ができ、地域の活性化、振興が図れると思います。

当局として、先ほど申しました集客を見越しているところで、集客を見越すところにおいてどのような見越し方をしているのか、お伺いを申し上げ

げます。

議長（平山 英君） 教育部長。

教育部長（松本睦男君） 現段階で見越す、産業振興の部分についてはまだ考えておりませんが、いわゆるスポーツマーケティングの関係だと思えますけれども、今回市のスポーツ振興基本計画の中でも、本市のスポーツ振興基本計画の施策目標という中で5点ほど挙げているわけなのですが、その中で、スポーツイベント等の開催と誘致ということのをせております。そういった観点からも、そういった産業振興に関する面での誘致というものも必要かなということで考えていますが、その辺の細かい部分についてはまだ考えておりません。

議長（平山 英君） 3番、松田寛人君。

3番（松田寛人君） ありがとうございます。まだ考えていないということですね。

今後、考えていくということなんですけれども、皆さんもご存じかとは思いますが、隣まちですか、旧湯津上村で行っていたものなんですけれども、昨年3月までNPO法人でジョイクラブさんという非営利団体の組織がありまして、そこが旧湯津上村にある品川台工業団地内でサッカー大会を実施し、毎年約2万人の宿泊客が訪れていたということがあつたんです。

現在は、そのところが企業進出により、もともと工業団地なので、そこに企業が進出して利用していたところを返したようなんです。そのような実績、ノウハウがある団体などの協力を得て、競技の振興と地域の活性化が可能ではあるが、市の考え方はどうでしょうか。

議長（平山 英君） 教育部長。

教育部長（松本睦男君） ただいまのNPO法人のジョイクラブの件についてはちょっと調べましたが、市といたしましては考えておりません。

議長（平山 英君） 3番、松田寛人君。

3番（松田寛人君） ありがとうございます。

集客に対して、ほかの団体等を使って集客するというのはなかなか難しいことなのかなとは思いますが、実際、市としてお客様を呼ぶという形で、せっかくいい施設ができるという形なので、そこにお客様に来ていただくという形は、教育委員会は施設を管理するという形なんでしょうけれども、今後商工観光関係、もしくは企画等を含めまして、その辺の観点から今後どのような考えで、企画または運営等々を考えておられるのかお聞かせください。

議長（平山 英君） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（松本睦男君） 第1回目のときにご答弁申し上げましたが、今後の中でスポーツ部局と関係部局の連携をとって、研究をしてみたいということであります。

以上です。

議長（平山 英君） 3番、松田寛人君。

3番（松田寛人君） では、たっぷり検討していただきまして、お客さんをたくさん呼べるような、いろんなところから、あそこにいるんなイベントをやっているな、あそこがいい大会をやっているなという形でお客さんが集まってくれるような企画を楽しみにしております。ぜひともやっていただきたいと思っております。

また、その具体的な活用や運営等については、那須塩原市サッカー協会や総合型地域スポーツクラブ等で活用のための検討会を設置していく考えというのはありますでしょうか。

議長（平山 英君） 教育部長。

教育部長（松本睦男君） 検討会の設置の件ではありますが、現在ありませんが、今後の中で関係機関と協議の上で検討してみたいというふうに考えております。

議長（平山 英君） 3番、松田寛人君。

3番（松田寛人君） あそこは人工芝じゃなくて天然芝ということでやるんでしょうけれども、それに対して維持管理費等々、将来的に過度な負担がかからないように対応すべきではあると思うんですけども、管理について市の直営でやるのか、あるいは指定管理者方式とするのか、その辺をお伺いします。

議長（平山 英君） 教育部長。

教育部長（松本睦男君） 青木グラウンドの芝等の管理のご質問であります。でき上がった最終的には指定管理者制度に基づいてというふうなことで考えておりますが、途中にあっては今後の中で検討いたしますけれども、現段階では直営といえますか、別な形でというふうなことで現時点では考えています。

議長（平山 英君） 3番、松田寛人君。

3番（松田寛人君） わかりました。

サッカーなんですけれども、公式の管理というものは大変お金がかかると思います。普通の管理じゃなくて芝の管理というのはとても専門的なノウハウを必要とすると思うんですけども、そのようなものに対して、そのノウハウができるような管理者というものは那須塩原市にはあるんでしょうか。それに対して委託するようなことを考えているんでしょうか、ちょっとお聞かせください。

議長（平山 英君） 教育部長。

教育部長（松本睦男君） 芝管理のご質問ですが、今後の中で職員が直接そのノウハウを持っていませんから、専門家のほうに委託をするというふうな形になるかと考えております。

議長（平山 英君） 3番、松田寛人君。

3番（松田寛人君） 実際、芝の管理というのは、私も大学時代、国立競技場のバイトをしておりまして、NFLが東京に来たときに私はまだ学生で

いたんですけども、そのサブグラウンドとしてNHKの隣にあります代々木公園内にあります織田フィールドというトラックがあるんですけども、その芝の管理というのは、やはりNFL競技用に施設を管理していくわけなので、その管理というのは大変お金がかかるということで、やはりある程度いいグラウンド施設をつくるということになるとそれなりの技術を持った管理者といたしますが、ノウハウを持った技術者というのが必要かなと思っております。今後、そのような対応について検討を願えればと思っております。

時間もないので、最後になりますけれども、ただあそこのグラウンドだけをつくって、その後にお客さんが来た、ただ使っておりますというだけではなくて、先ほど申したように、先ほどは例でNPOの話をしてしまいましたけれども、年間2万人近く宿泊がふえているというところは事実の問題であるんですけども、それはその団体でもしもやっていた場合なんですけれども、2万人近く来ていただければ活性化に大いに役立つと思っております。

将来、温泉旅館の組合等、ホスピタル事業等を通じ訪れた方々と交流を促進し、充実を図って、またあそこをスポーツと温泉という形、スポーツでけがをした、打ち身をした等を踏まえて、そのような総合的な温泉施設も考えてもいいんじゃないかと思うんです。コンセプトに新たな板室温泉の将来像も見えるのではないかなと思っております。

これは板室温泉だけではなく塩原温泉も入っておりますけれども、以上の点から、サッカーを通じてといいますけれども、スポーツを通じて地域の活性化のために首都圏から大いに来訪を促す、今回はその施設が大いなる起爆剤になるのではないかなと思っております。そういうようなわけで、

これは大いにチャンスだと思っております。千載一遇のチャンスだと思っております。

ですから、市役所内でも部局横断的な取り組みを積極的に行うべきかなと思っております。やはり、今後施設を運営していくに当たって、大会等を含めましていろいろなイベント等々含めまして、那須塩原市のあそこの施設で何かやっているよという発信ですね、ただ受け身じゃなくて、今後観光は特にそうなんでしょうけれども、もっと一歩先を考えて、那須塩原市はこんな立派な施設があるんですよというのをもうちょっとアピールする、アピールして来ていただいて、いろんな首都圏、地方からサッカーの合宿等に来ていただきまして、そこに来れば市内のサッカーの少年たちも外部との試合もできますし、それでサッカーのレベルアップも図れるかなと思っております。

小学生、中学生は一人では来られませんので、それに対して親も一生懸命応援に来るという形で、そこに対してプラスアルファで総合的な考え方で皆さんに来ていただければなと思っておりますので、ぜひとも市もその辺をよく踏まえていただきまして、今後大いに取り組んでいただきたいと思っております。

最後になりましたけれども、なかなか答弁が下手くそでございまして 質問が下手くそで、どうも新人でなかなかうまい質問ができませんので、大変お聞き苦しいところがあるかと思っておりますけれども、今後とも一生懸命新人議員として頑張っていきますので、今後ともよろしく願いいたします。

最後ですけれども、本日は誠にありがとうございます。ありがとうございました。

発言の訂正

議長（平山 英君） 最後に、ここで生活環境部長より発言があります。

生活環境部長。

生活環境部長（松下 昇君） 先ほどの答弁の中で、ISOの黒磯時代の導入のときの質問がありましたけれども、基準年度は何年度だったという質問ですが、ちょっと古いものですからあやふやな記憶の中で13年度だったと思うというお答えをしましたが、調べてみたら11年度ということでしたので、訂正をさせていただきます。

11年度を基準にして策定をいたしまして、13年度施行ということで、14年度から本格開始というふうな流れになっておりましたので、訂正をさせていただきます。

以上でございます。

議長（平山 英君） 以上で、3番、松田寛人君の市政一般質問は終了いたしました。

散会の宣告

議長（平山 英君） 以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会といたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 5時21分